

福岡県スポーツ推進計画

スポーツ立県福岡

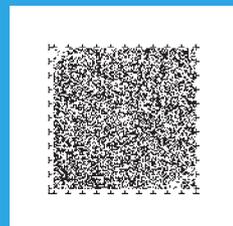
～福岡県のスポーツをより元気に、
スポーツの力で福岡県をより元気に～

2024 → 2028

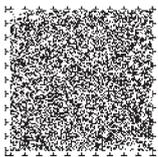
令和6年度

令和10年度

FUKUOKA



このマークは目の不自由な方などが
使う音声コードです。



このマークは目の不自由な方などが
使う音声コードです。

福岡県スポーツ推進計画の策定にあたって

スポーツは、する人に楽しさと喜びを、見る人と応援する人に勇気と感動を与え、生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で大きな役割を果たすものです。また、体力の向上はもとより、他者を尊重する精神や克己心、規範意識を培い、青少年の健全育成にも寄与します。さらには、人々の交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するとともに、地域経済にも大きな効果をもたらすものです。



本県では、2014（平成26）年3月に計画期間を10年間とする「福岡県スポーツ推進計画」を策定しました。2018（平成30）年12月には、スポーツの力で県民生活をより豊かに、より元気にする「スポーツ立県福岡」を基本理念として計画の見直しを行い、福岡県スポーツ推進条例の施行やスポーツ局の設置、公益財団法人福岡県スポーツ推進基金の設立など、スポーツの推進やスポーツを通じた地域の活性化に取り組むための環境整備も行ってきました。

こうした取り組みをさらに加速させ、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、福岡県スポーツ推進条例に基づき、2024（令和6）年度から5年間を計画期間とする新たな「福岡県スポーツ推進計画」を策定しました。

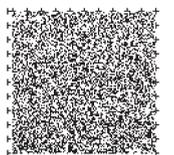
本計画では、「スポーツ活動の推進」、「スポーツを推進する人材の育成」、「スポーツを推進する環境づくり」、「スポーツを通じた地域と経済の活性化」、「スポーツを通じた社会課題の解決」の5つの柱を設定し、本県のスポーツ施策の方向性と具体的な取り組みを示しています。

本計画に基づき、県民の皆さまの心身共に健康で文化的な生活及び活力ある地域社会の実現を目指し、市町村や国・都道府県及び関係団体の皆さまと連携しながら、スポーツ施策の推進に、より一層力を入れていきます。

結びに、本計画の策定にあたっては、幅広い観点から活発にご議論いただきましたスポーツ推進審議会の委員の皆さまをはじめ、ご意見を賜りました多くの皆さまに厚くお礼を申し上げます。

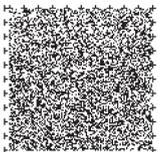
令和6年3月

福岡県知事 服部 誠太郎



福岡県スポーツ推進計画 目次

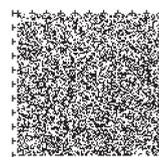
第1章	はじめに	1
Ⅰ	計画策定の趣旨	1
Ⅱ	計画の性格	2
Ⅲ	計画の期間	2
第2章	計画の基本的な考え方	3
Ⅰ	基本理念	3
Ⅱ	スポーツの範囲	4
Ⅲ	スポーツが持つポテンシャル	5
第3章	施策の推進	6
Ⅰ	施策体系	6
Ⅱ	展開する施策	7
1	スポーツ活動の推進	7
(1)	現状と課題	7
(2)	具体的な取組	10
①	県民のスポーツ活動への参加の促進	
②	生涯にわたるスポーツ活動の推進	
③	子どものスポーツ活動の推進	
④	高齢者のスポーツ活動の推進	
⑤	女性のスポーツ活動の推進	
⑥	障がいのある人のスポーツ活動の推進	
⑦	スポーツを通じた健康増進	
(3)	成果目標	13
2	スポーツを推進する人材の育成	14
(1)	現状と課題	14
(2)	具体的な取組	16
①	アスリートの発掘・育成	
②	指導者等の育成・活用	
(3)	成果目標	18
3	スポーツを推進する環境づくり	19
(1)	現状と課題	19
(2)	具体的な取組	20
①	スポーツ施設の整備と有効活用の促進	
②	スポーツに関する情報の提供	
③	スポーツにおける健全性の向上、事故の防止	
④	スポーツにおけるDXの推進	
⑤	子どもたちが安心して活動できる環境の整備	
(3)	成果目標	22

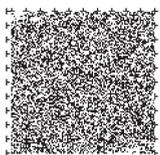


4	スポーツを通じた地域と経済の活性化	23
	(1) 現状と課題	23
	(2) 具体的な取組	24
	① 大規模スポーツ大会等の誘致・開催	
	② スポーツを通じた県の魅力発信・観光振興	
	③ スポーツを通じた国際交流	
	④ スポーツを活用した地域振興	
	⑤ スポーツの成長産業化	
	(3) 成果目標	26
5	スポーツを通じた社会課題の解決	27
	(1) 現状と課題	27
	(2) 具体的な取組	28
	① スポーツを通じた共生社会の実現	
	② スポーツを通じたSDGsへの貢献	
	③ スポーツを通じたワンヘルスの推進	
	(3) 成果目標	29
III	施策の推進体制	30

資料

資料1	福岡県スポーツ推進条例	31
資料2	福岡県スポーツ推進審議会規則	37
資料3	参考データ	
	■スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(令和4年度)	38
	■福岡県「県民の運動・スポーツに関する調査」(令和4年度)	40
資料4	福岡県スポーツ審議会での審議経過	60
資料5	福岡県スポーツ推進審議会委員	61

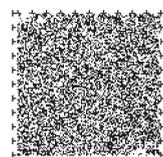




このマークは目の不自由な方などが
使う音声コードです。

スポーツ推進計画

- ・はじめに
- ・計画の基本的な考え方



このマークは目の不自由な方などが
使う音声コードです。

第1章 はじめに

I 計画策定の趣旨

本県においては、平成26年3月に、平成26年度からの10年を期間とした“誰もが気軽にスポーツに親しむ環境の整備とスポーツをとおした元気で活力ある県民生活や地域社会の創造”を基本理念とした「福岡県スポーツ推進計画」を策定し、様々な取組を進めてきました。その後、平成30年12月に中間見直しを行い、“福岡県のスポーツをより元気に、スポーツの力で福岡県をより元気に”という「スポーツ立県福岡」を基本理念とした「福岡県スポーツ推進計画」を後期計画として策定し、更なる取組を進めてきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、人口減少・少子高齢化の進行、デジタル化・脱炭素社会への対応、グローバル化の進展など私たちを取り巻く状況は大きく変化しています。また、世界の持続可能性を見据え、誰一人取り残さない社会の実現を目指したSDGsの考え方も一層重要となっています。そうした中、国においては、令和4年3月に、「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」という3つの新たな視点を取り入れた第3期スポーツ基本計画が策定されています。

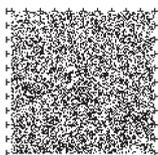
また、本県においては、福岡県スポーツ推進条例の施行、スポーツ局の設置、スポーツの推進及びスポーツを通じた地域の活性化に寄与するための福岡県スポーツ推進基金、大規模スポーツ大会等の誘致やスポーツツーリズム¹を推進する福岡県スポーツコミッション²を設立するなど、スポーツを巡る環境が大きく変動した時期でもあります。

さらには、平成30年12月の現行計画策定後には、ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、地域と一体となり誘致に成功した世界体操・新体操選手権北九州大会、ブレイキンワールドシリーズ北九州大会が開催されました。福岡国際マラソンについては、歴史と伝統の上に立ち、県が主催に入り新たな大会として生まれ変わらせることができました。そして、令和5年度には、世界水泳選手権福岡大会、ツール・九州2023が開催されました。

こうした大規模スポーツ大会の開催は、国内外のトップアスリートの活躍に直接触れることで子どもたちが夢や希望を育み、県民がスポーツへの関心を高めるなど、競技力向上といったスポーツ振興に繋がるとともに、国内外からの誘客による地域経済の活性化など様々な効果をもたらしています。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けるなど、現行計画で定めた目標の進捗が十分でないものもあり、引き続き必要な施策を確実に実行することが求められます。

本計画は、現行計画の計画期間である5年間の経過することから、引き続き「スポーツ立県福岡」の実現に向け総合的かつ計画的に施策を推進するため、新たな福岡県スポーツ推進計画を策定するものです。



- 1 スポーツ資源とツーリズムとの融合を図っていく取組みであり、スポーツを「観る」「する」ための旅行そのものや周辺地域観光に加え、スポーツを「支える」人々との交流、あるいは生涯スポーツの観点からビジネスなどの多目的での旅行者に対し、旅行先の地域でも主体的にスポーツに親しむことのできる環境の整備、そしてMICE推進の要となる国際競技大会の招致・開催、合宿の招致も含まれた、複合的でこれまでにない「豊かな旅行スタイルの創造」を目指すもの。
- 2 地方公共団体、スポーツ団体、観光団体、商工団体、大学、企業等が一体となり、スポーツツーリズムを中心にスポーツによる地域振興に取り組む組織。

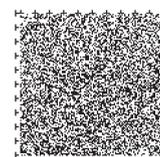
Ⅱ 計画の性格

「スポーツ立県福岡」の実現のために、県が主体的に行う施策の方向性及び具体的な取組を示すものです。

なお、本計画は、福岡県スポーツ推進条例第10条に規定する基本計画として策定し、スポーツ基本法第10条に規定する地方スポーツ推進計画として位置づけるものです。

Ⅲ 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。



第2章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

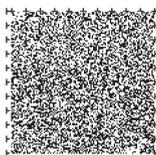
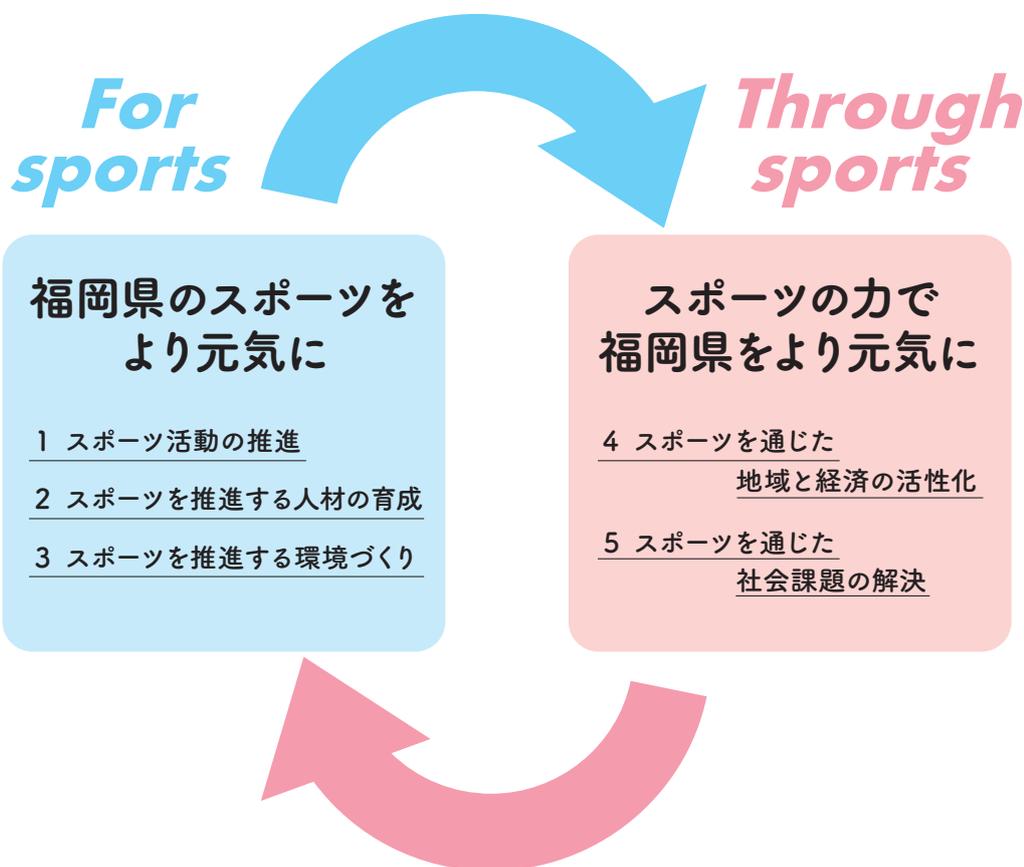
「スポーツ立県福岡」

福岡県のスポーツをより元気に、スポーツの力で福岡県をより元気に

急激に変化する社会情勢においてもスポーツの営みを止めることなく、多様なスポーツに親しんでいただけるよう、これまで取り組んできた様々な施策をさらに前進・発展させ、県民のスポーツ活動を活性化することにより地域に活力をもたらし、スポーツの力により活性化した地域がさらにスポーツを支援できる力が発揮できる好循環を生み出すことが必要です。

平成30年12月に策定した福岡県スポーツ推進計画で掲げている柱に基づき各種施策を推進し、一定の成果は得ているところではある一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けるなど、目標の進捗が十分でないものもあり、引き続き必要な施策を確実に実行することが求められます。

そのためにも、前回計画で掲げていた“福岡県のスポーツをより元気に、スポーツの力で福岡県をより元気に”という「スポーツ立県福岡」の理念を継続させ、その実現に向け取組をさらに進めていきます。



II スポーツの範囲

令和2年4月に制定した福岡県スポーツ推進条例において、「スポーツ」を以下のとおり定義しています。

スポーツ

心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等のために個人又は集団により行われる運動競技その他の身体運動(レクリエーションとして行われる身体運動等を含む。)

福岡県スポーツ推進条例の考え方を踏まえ、「スポーツ」とは、勝ち負けや記録等を競う、いわゆる競技スポーツのみを表すのではなく、健康の保持増進、体力の向上、心身の健全な発達を図るために行われる身体運動のほか、レクリエーションとして行われる身体運動や、ジョギング・ウォーキングといった気晴らしや楽しみを目的とした身体活動など幅広い概念で捉えます。

しかしながら、近年、急速に新たな競技が生まれるなどの状況を踏まえ、スポーツの範囲については常に新たな視点を持って検討していく必要があります。

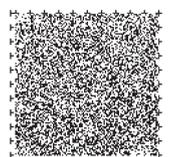
【e スポーツの捉え方】

e スポーツ³については、スポーツ庁から審議依頼を受けた日本学術会議が、「幅広い年齢層や多様な人々のスポーツ参加を促し」「新たな価値の提供につながる」と評価するなど、新しい形態のスポーツとして社会的な認知が進む一方、「e スポーツが内包するゲームへの依存症などスポーツが生み出す多様な側面を考慮しながらスポーツ施策を決定していかなければならない」と提言しています。

また、国の第3期スポーツ基本計画においては、IOCにおける指針等の国内外の動向を踏まえながら、引き続きスポーツ庁として「バーチャル」と「スポーツ」との関わり(いわゆる「e スポーツ」の捉え方含む)について検討していく必要がある、と示しているところです。

そのため、国の動向も注視しながらe スポーツの活用について継続的に検討していきます。

3 「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。



Ⅲ スポーツが持つポテンシャル

スポーツは、「する」「みる」「ささえる」といったそれぞれの活動の中において、楽しさや喜び、勇気と感動を与え、生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で大きな役割を果たすものです。また、青少年の体力を向上させ、他者を尊重する精神や克己心、規範意識を培うなど、その健全育成に大きな影響を及ぼします。そして、人々の交流を促進し、地域の一体感や活力の醸成に寄与するものです。

一方、国の第3期スポーツ基本計画においては、社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に対応するというスポーツを「つくる／はぐくむ」といった視点も必要と示されています。

こうした考えを踏まえると、私たちは、既成概念にとらわれず、何をもってスポーツとするのかを常に念頭に置きながら、新たなスポーツの在り方を検討する必要があります。また、スポーツが持つポテンシャルを見極めながら、スポーツが担うべき目的をしっかりと見据え、スポーツにより何ができるのか、そのためにスポーツはどのようにあるべきかを考える必要があります。

近年、オリンピックにおける競技種目のいくつかは、開催国の意向により提案できるようになり、開催国のスポーツ事情を反映させるようになったことから、これまで若者の遊びという認識が強かったアーバンスポーツ⁴などが、短期間でオリンピック競技として採用されています。これには、オリンピックへの若者の関心の低下があり、若者がより関心をもつ可能性が高い競技を開催することで、観戦者の拡大を目指したという背景があります。

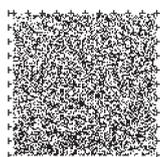
加えて、スポーツに求められる役割も多様化しています。健康の維持増進や子どもたちへの健全な心身の育成のみならず、国際交流や経済の活性化など、その範囲は拡大を続けています。

こうした状況に柔軟に対応できるよう、スポーツの在り方と活用方法を常に検討しながら、スポーツの成長産業化による経済活動や地域振興への貢献や、SDGs⁵やワンヘルス⁶といった世界共通課題への貢献など、より多くの分野で貢献できるよう、努めていく必要があります。

4 BMX、スケートボード、パルクール、インラインスケート、ブレイクダンスなどといった都市型スポーツの総称。

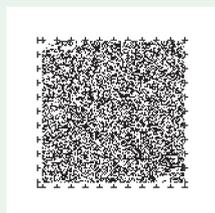
5 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことが宣言されている。

6 人と動物の健康及び環境の健全性はひとつのもの、すなわち「健康は一つ」であるとの概念又は理念



スポーツ推進計画

施策の推進



このマークは目の不自由な方などが
使う音声コードです。

第3章 施策の推進

I 施策体系

本計画の基本理念「福岡県のスポーツをより元気に、スポーツの力で福岡県をより元気に」を踏まえ、5つの目標を掲げ、この目標の達成のために県が取り組む施策を次のとおりとします。

福岡県の
スポーツをより元気に

1 スポーツ活動の推進

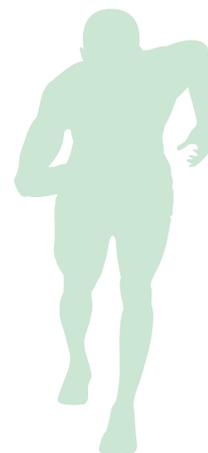
- ① 県民のスポーツ活動への参加の促進
- ② 生涯にわたるスポーツ活動の推進
- ③ 子どものスポーツ活動の推進
- ④ 高齢者のスポーツ活動の推進
- ⑤ 女性のスポーツ活動の推進
- ⑥ 障がいのある人のスポーツ活動の推進
- ⑦ スポーツを通じた健康増進

2 スポーツを推進する人材の育成

- ① アスリートの発掘・育成
- ② 指導者等の育成・活用

3 スポーツを推進する環境づくり

- ① スポーツ施設の整備と有効活用の促進
- ② スポーツに関する情報の提供
- ③ スポーツにおける健全性の向上、事故の防止
- ④ スポーツにおけるDXの推進
- ⑤ 子どもたちが安心して活動できる環境の整備



スポーツの力で
福岡県をより元気に

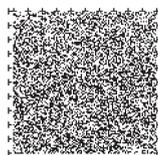
4 スポーツを通じた地域と経済の活性化

- ① 大規模スポーツ大会等の誘致・開催
- ② スポーツを通じた県の魅力発信・観光振興
- ③ スポーツを通じた国際交流
- ④ スポーツを活用した地域振興
- ⑤ スポーツの成長産業化



5 スポーツを通じた社会課題の解決

- ① スポーツを通じた共生社会の実現
- ② スポーツを通じたSDGsへの貢献
- ③ スポーツを通じたワンヘルスの推進



II 展開する施策

1 スポーツ活動の推進

年齢、性別、障がいの有無に関わらず全ての県民が、スポーツを「する」「みる」「ささえる」活動をそれぞれのステージで生涯にわたって実施できるよう、様々な取組を実施するとともに、スポーツを通じた健康増進にも取り組みます。

(1) 現状と課題

<スポーツ実施率>

- 我が国における週1回以上継続的にスポーツに取り組んでいる成人の割合が52.3%（2022（令和4）年度）であるのに対し、本県においては、45.0%と前回（40.6%）からは上昇していますが、全国平均よりも低くなっています。世代別にみると、年代が高くなるにつれて週1回以上の運動やスポーツ実施率が上昇する傾向にあり、70歳以上になると55.1%と5割を超えています。一方で、20～40歳代は、平均して37.0%と前回（30.4%）よりも増えていますが、依然として低い結果となっています。
- 障がいのある人の週1回以上の運動やスポーツ実施率についても、前回からは上昇（34.1%→36.3%）しています。近年、障がいのある人のスポーツ実施環境は改善されてきていることが運動やスポーツ実施率の上昇の要因とも考えられるものの、障がいのない人と比較すると実施率は低い傾向にあることから、誰でも等しくスポーツを実施できる環境を整えるため、施設の充実はもとより指導者の育成やスポーツに関する情報の積極的な発信など更なる取組が求められます。
- 学校においては、特別支援学校と小・中・高等学校等との交流及び共同学習等で、障がい者スポーツを学習内容に取り入れて実施する学校が増えています。今後も障がい者スポーツを通じて、障がいのある人への理解や、障がいの有無に関わらず、ともにスポーツを楽しむことができる環境整備が求められます。

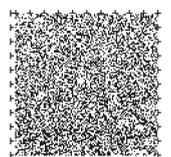
<新型コロナウイルスがスポーツに与えた影響>

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、公共スポーツ施設の閉鎖やスポーツイベントの中止など地域のスポーツ活動が停滞し、スポーツに親しむ機会が多く失われました。こうした状況下においてもスポーツを停滞させないための対策を講じておくことや、個人でも計画的にスポーツを実施できる環境を整えておくなどの取組が求められます。こうした取組を行うにあたっては、地域が有するスポーツ資源や環境を考慮する必要があります。市町村と「スポーツ立県福岡」の理念を共有し、地域スポーツの更なる活性化に向けて、連携を図ることが重要です。

<地域でスポーツに親しめる場づくり>

- 県では、誰もが仲間とともに身近なところでスポーツを行える場として、多種目・多世代・多志向のスポーツが体験できる「総合型地域スポーツクラブ⁷」の設置・育成を推進してきました。また、各市町村では、地域の体育館や公民館においてスポーツ教室やイベントなど、日常的にスポーツを行える場を提供しています。今後もこうした取組を通じて、県民が身近なところでスポーツを楽しめる環境を充実させることが必要です。

7 人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。



<子どもの体力・運動能力>

- 「令和4年度福岡県児童生徒体力・運動能力調査結果」によると、学校の体育授業以外で週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合は、52.2%で、前回の47.4%から、やや改善傾向が見られます。しかしながら、「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」によると、学校の体育授業以外で週に運動やスポーツをする時間が60分未満の児童生徒がいるなど、運動をする子どもとそうでない子どもの二極化傾向が未だ続いている状況です。

<大規模スポーツ大会の開催>

- 我が国では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ様々な世界規模のスポーツ大会が開催され、本県においても、2021世界体操・新体操選手権北九州大会や世界水泳選手権2023福岡大会、ツール・ド・九州2023などを開催しました。このような世界規模のスポーツ大会の開催は、子どもたちのスポーツに対する興味や関心を高めることにもつながります。こうして高まった関心を子どもたちのスポーツ活動へつなげていくためには、地域において、子どもたちの誰もが気軽にスポーツに参加し、スポーツを楽しむことができる機会や場を十分に確保していくことが必要です。

<学校におけるスポーツ活動>

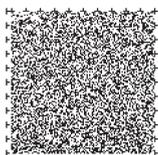
- 子どもたちが生涯を通じてスポーツに親しもうとする資質や能力を身に付けていくためには、学校や地域において、子どもが「する」「みる」「ささえる」といった様々な形でスポーツに参加し、スポーツの楽しさを味わうことが重要です。このため、学校においては、体育・保健体育の授業を引き続き工夫していくことはもちろん、学校生活における体育的活動をさらに充実させるとともに、家庭や地域と連携し、スポーツに取り組む時間を確保していくなどの工夫が必要で

<運動部活動改革>

- 学校部活動においては、現在、少子化に伴いチームが組めない、生徒の希望する部活動がない事例や指導者不足により専門的な技術指導を受けることができない事例が増加しています。今後、これまでのような形での学校部活動の存続は、大変困難な状況になることが予想されます。このため、本県では、こうした状況が特に顕著な中学校の部活動において2023（令和5）年度から2025（令和7）年度の期間、休日の学校部活動を段階的に地域へ移行していくことを推進しています。今後、それぞれの市町村においては、地域における子どもたちの新たなスポーツ環境構築に向けた検討を進める必要があります。
- 総合型地域スポーツクラブをはじめ、地域のスポーツ環境を支える各種スポーツクラブ等の存在は、運動部活動の地域移行に伴い、地域で子どもたちのスポーツ実施環境を確保するうえで重要な役割を果たすものです。子どもたちのスポーツ活動を豊かにするために、学校と地域が一層連携・協力することが求められます。

<運動習慣と健康づくり>

- 本県の健康寿命⁸は、2019（令和元）年時点で、男性が72.22年、女性が75.19年となっており、2016（平成28）年に比べて男女ともに延びています（前回：男性71.49年、女性74.66年）。平均寿命と健康寿命の差は、男性が9.02年、女性が12.28年となっており、全国平均に比べ長くなっています。
- 健康の維持・増進、介護予防などによって、平均寿命と健康寿命の差を短縮することができれば、個人の生活の質の低下を防ぐことができます。具体的には、がんをはじめ脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病といった生活習慣病の予防や介護予防のため、特定健診やがん検診を受診し、食生活においても野菜を多く、塩分を控えめにし、また、日ごろから運動習慣を持つことなどが求められます。



8 健康上の問題で日常生活が制限されることもなく生活できる期間を表すもの

● 県では、健康寿命の延伸を目指し、保健・医療関係機関、経済団体、企業、マスコミ、地域団体、行政など様々な団体の参画を得て「ふくおか健康づくり県民会議」を、2018（平成30）年8月に設置し、これら関係団体が一体となって、県民の健康づくり県民運動として推進しています。この県民運動では、「運動習慣の定着」を柱の一つとして重点的に取り組んでいくこととしています。

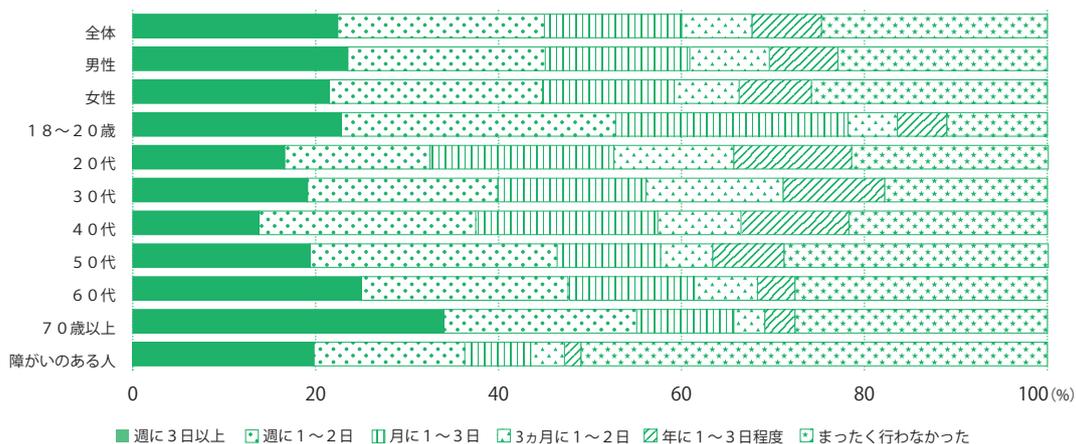
＜高齢者のスポーツ活動＞

● 今後も少子高齢化が進行すると見込まれる中で、はつらつとした高齢社会を実現するためには、スポーツを通じた高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりや社会参加を促進することが大切です。

＜多様なニーズへの対応＞

● 県民の誰もがスポーツに親しむためには、多様なニーズに応じることができる環境を構築することが重要です。そのためには、新たなニーズを機会ととらえ、広くスポーツの在り方を検討するとともに、女性のスポーツ環境の改善はもとより、ジェンダー平等に対応していく必要があります。アダプテッドスポーツ⁹の理念を始めとする、あらゆる立場の人々が、多くの機会と共に活動し楽しめるスポーツの世界を創造することも重要です。今後、さらに急激な変化が予想される社会情勢や価値観に対応するよう努めていくことが必要です。

成人のスポーツ実施率



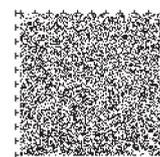
資料：福岡県「県民の運動・スポーツに関する調査」(2022(令和4)年)

学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合



資料：福岡県「児童生徒体力・運動能力調査」(2022(令和4)年)

9 一人ひとりの発達状況や身体の状態に「適応 (adapt) させた」スポーツのことで、障がいのある人や高齢者なども参加できるように既存のスポーツを修正したもの、新たに創ったものを指す。



健康寿命と平均寿命（2019（令和元）年）

区分	福岡県		全国	
	男性	女性	男性	女性
健康寿命 (日常生活に制限のない期間の平均) (2016(平成28)年)	72.22年 (71.49年)	75.19年 (74.66年)	72.68年 (72.14年)	75.38年 (74.79年)
平均寿命	81.24年	87.47年	81.41年	87.45年
不健康な期間 (日常生活に制限のある期間の平均)	9.02年	12.28年	8.73年	12.06年

資料：厚生労働行政推進調査事業費補助金
(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 分担研究報告書
「健康寿命の算定・評価と延伸可能性の予測に関する研究」

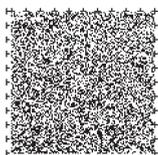
(2) 具体的な取組

① 県民のスポーツ活動への参加の促進

- 県内トップスポーツチームと市町村との連携により、親子でスポーツが楽しめる取組を推進します。
- 市町村が主体的に地域スポーツを推進するとともに、スポーツを活用した地域活性化を図ることができるよう、スポーツ関係者を対象とした研修会等により、市町村に対し国内外の最新情報を提供する等、新たな事業の創出や取組を継続的に支援するとともに、市町村の課題に適したプログラムの企画立案を支援します。
- 県民の「する」スポーツ活動を促進するため、本県で開催される大会や強化合宿等に参加するトップアスリートやコーチとの交流イベントや大会関連イベント等を実施します。
- 大会の観戦や強化合宿等の見学会等、スポーツを「みる」機会を提供するとともに、福岡県ゆかりのアスリート・チームの活動や、競技大会の開催をファンとともに「ささえる」ため、クラウドファンディングの場を提供し、県民のスポーツへの関心を喚起します。
- 大規模スポーツ大会で優秀な成績を収め、県民に夢や感動を与える顕著な功績を残した選手を表彰し、県民とともに称えます。
- eスポーツが持つポテンシャルを調査し、eスポーツを活用した施策を検討します。

② 生涯にわたるスポーツ活動の推進

- 年齢や性別、障がいの有無に関わらず、県民の誰もがスポーツに親しみ、楽しめる発表の場として、福岡県民スポーツ大会や福岡県障がい者スポーツ大会、スポーツ体験会等の各種スポーツイベントを開催します。
- 総合型地域スポーツクラブ連絡協議会を通じて、指導者養成や活動を支援するほか、総合型地域スポーツクラブとの協働を進めます。
- 県民の健康保持増進や部活動生のケガの予防、トップアスリートの効果的なトレーニングへの活用ができるように、各種測定を充実させ、競技団体や学校等へのスポーツ医・科学的なサポートを行います。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、特に若者を中心に注目を集めたアーバンスポーツの普及・振興を図るため、指導者を養成し、体験会を実施します。



- 10 小学生の運動・スポーツへの動機付け、習慣化を図ることを目的として、県教育委員会が2008（平成20）年度に「福岡県子供の体力向上広場」ホームページ上に開設したスポーツコンテストの広場のこと。ここでは、「みんなでなわとび」や「みんなで馬とび」など様々な種目に学級単位で取り組み、その記録をインターネット上で他校の子どもと競い合うことができる。「福岡県子どもの体力向上広場」ホームページ (<http://www.kodomo-tairyoku.pref.fukuoka.lg.jp/>)
- 11 各学校が体力・運動能力調査結果をもとに、自校の体力向上に係る目標値を設定し、目標達成に向けた取組を計画的・継続的に実践すること。

③ 子どものスポーツ活動の推進

- 幼児期から、体を動かす習慣を身に付けさせるため、地域で子どもと家族と一緒にスポーツを楽しめる機会の充実を図ります。
- 子どもたちのスポーツへの動機付けと習慣化を図るため、「スポコン広場¹⁰」の各種運動を推進します。
- 子どもたちが運動やスポーツの楽しさ・喜び、その意義や価値を実感できるよう、各学校における体育・保健体育科授業の充実・改善を図るとともに、体力向上を目指す「1校1取組¹¹」運動の充実を図ります。
- 子どものスポーツ実施率向上や体力向上を図るため、障がいや体力・技能の有無に関わらず誰もがスポーツの楽しさやその価値等を実感する指導方法に関する教員向け研修会を実施します。
- 公益財団法人福岡県スポーツ協会や競技団体等と連携し、子どもたちのニーズに合ったスポーツが実施できるよう、専門指導者の育成や地域スポーツクラブの設置、スポーツ少年団¹²の活動の充実などスポーツ環境の充実を図ります。
- 学校部活動において、子どもたちがより専門的な技術指導を受けることができるよう部活動指導員¹³の派遣や活用を促進します。
- 県中体連、県高体連、県高野連等、学校における体育・スポーツの推進を通して、生徒の心身の健全な育成と各競技種目の競技力の向上を図ります。
- 福岡県タレント発掘事業¹⁴を通して、子どもたちのスポーツを始めるきっかけや新たなスポーツとの出会いの場となるように市町村と連携を図ります。

④ 高齢者のスポーツ活動の推進

- スポーツを通じた高齢者の社会参加を推進するため、高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」へ選手団を派遣するほか、老人クラブが行うスポーツ活動を支援します。
- 高齢者が、自身の体力に応じて、スポーツを楽しむことができる機会を構築します。

⑤ 女性のスポーツ活動の推進

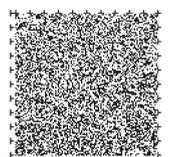
- 女性が身近な場所で気軽にスポーツを行うことができるよう、各市町村のスポーツ推進委員¹⁵や各地域のスポーツ指導者を対象に、女性特有の課題に応じた指導技術の習得を支援します。
- 女性アスリートの育成・強化を推進するため、女子競技の遠征・合宿等の強化活動を支援します。
- 女性が安心してスポーツを実施できるよう、大会をはじめとするスポーツ活動中の盗撮等による犯罪防止対策に取り組むなど、女性がスポーツをしやすい環境の確保に努めます。
- 女性アスリート特有の課題を把握し、今後のスポーツ施策や支援を検討するため、福岡県医師会と連携し、調査を実施します。

⑥ 障がいのある人のスポーツ活動の推進

- 障がいのある人のスポーツ活動を促進するため、各市町村と連携を図り、障がいのある人が実施できるスポーツに関する情報を発信するとともに、指導者の育成や体験会等を行います。

12 日本スポーツ少年団は、1964（昭和39）年の東京オリンピック競技大会に先立ち、「オリンピック青少年運動」の一環として、1962（昭和37）年に「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に創設。現在では日本最大の青少年スポーツ団体。子どもたちはスポーツを楽しむだけでなく、学習活動、野外活動、レクリエーション活動、社会活動、文化活動などを通じて協調性や創造性を養い、社会のルールや思いやりのこころを学んでいる。

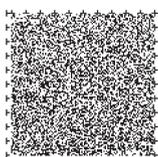
13 中学校や高等学校の部活動（スポーツ・文化・科学等）において、技術的な指導を行う指導者のこと。非常勤職員等に位置付けられ、教職員を置かず単独での指導や大会引率ができる。



- 障がいのある人とない人とが共にスポーツに参加できる場づくりを行います。
- 障がい者スポーツの普及を図るため、県有スポーツ施設に配置した障がい者スポーツ用具の活用を進めます。
- 小中高等学校に在籍している障がいのある児童生徒の体育学習充実のため、学校体育における共生の視点を重視した指導方法等に関する研修会を実施します。
- 特別支援学校と地域の学校が、障がいの有無に関わらず、一緒にスポーツを楽しめる機会を提供します。
- スポーツ施設の管理者に対して、障がい者スポーツへの理解を啓発するとともに、障害者差別解消法の趣旨を周知徹底することにより、障がいのある人のスポーツ施設の円滑な利用を促進します。
- 誰もが快適にスポーツを実施したり、観戦したりできるよう、ユニバーサルデザイン¹⁶の考え方に基づく設備・施設や多言語対応等の整備を推進します。

⑦ スポーツを通じた健康増進

- ライフステージに応じて誰もが気軽に運動やスポーツを通じた健康づくりに親しむことができるよう、県民の健康づくりを支援する「ふくおか健康ポイントアプリ」等の活用による運動習慣の定着に取り組むとともに、市町村の運動教室等の取組を支援します。
- 官民の多様な主体で構成され、県民の健康づくりを県民運動として展開する「ふくおか健康づくり県民会議」を中心に、「健（検）診受診率向上」「食生活の改善」「運動習慣の定着」を3つの柱として、県民一人ひとりの自主的健康づくりを進めます。
- 運動習慣の定着など、健康づくりに関する取組内容を宣言する団体・事業所を登録する制度（ふくおか健康づくり団体・事業所宣言制度）により、効果的で優良な取組を表彰するなどし、県民の健康づくりに取り組む団体・事業所を増やします。
- ふくおか健康づくり県民運動の情報発信サイトを運用し、「ふくおか健康づくり県民会議」の参画団体や市町村が持つ健康づくりに関する情報や、スロージョギング、ウォーキング、ケアトランポリン、健康体操など健康づくりに関するイベント情報などスポーツを通じた健康増進に関する情報を集約し、広く発信します。
- ロコモティブシンドローム¹⁷ 予防のための普及啓発に取り組めます。
- 県有施設の整備や九州自然歩道等の利用を促進し、県民の健康づくりにつながる場の提供に努めます。
- 県民の健康づくりを促進するため、通勤やレジャーでの自転車の活用を進めるとともに、自転車安全で快適に走行できる環境づくりに努めます。



14 子どもたちの能力を「見つけ」「育て」「活かす」ことを目的とし、小中学生期におけるタレント（才能）を有する人材を見出し、競技団体と協力しながら適切な指導を行うことにより、県民に夢や感動を与える国際クラスのアスリートを育成するとともに参加した子どもたちが自分に合った種目を見つけ、より活躍できる可能性を広げるための事業。

15 市町村におけるスポーツ推進のための実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言、事業の企画立案や連絡調整、地域住民や行政、スポーツ団体等の間を円滑に取り持つ等のコーディネーターとして、市町村教育委員会等が委嘱し、地域スポーツ推進の中核的な役割を担う者。



子どものスポーツ活動



福岡県障がい者スポーツ大会

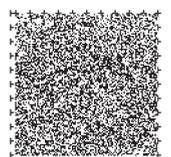
(3) 成果目標

施策の充実、強化につなげるため、次のとおり指標を設定します。

施策の柱	指標	現状値	目標値
1 スポーツ活動の推進	成人の週1回以上のスポーツ実施率	45.0% (R4 調査)	70.0% (R9 調査)
	障がいのある成人の週1回以上のスポーツ実施率	36.3% (R4 調査)	50.0% (R9 調査)
	スポーツイベントの開催件数	328 件 (R4)	445 件 (R10)
	1 週間の総運動時間(体育授業を除く。)が、60 分未満の児童生徒の割合	小学校男子： 8.5% 小学校女子： 15.0% 中学校男子： 8.7% 中学校女子： 20.5% (R4)	小学校男子： 4.3% 小学校女子： 7.5% 中学校男子： 4.4% 中学校女子： 10.3% (R10)
	卒業後にも運動やスポーツをしたいと「思う」「やや思う」児童生徒の割合	小学校男子： 88.0% 小学校女子： 84.0% 中学校男子： 84.9% 中学校女子： 77.2% (R4)	小学校男子： 90.0% 小学校女子： 90.0% 中学校男子： 90.0% 中学校女子： 90.0% (R10)
	新体力テストの総合評価がC以上である児童生徒の割合	小学校男子： 64.2% 小学校女子： 70.9% 中学校男子： 71.2% 中学校女子： 83.5% (R4)	小学校男子： 80.0% 小学校女子： 80.0% 中学校男子： 85.0% 中学校女子： 85.0% (R10)

16 障がいの有無、年齢や性別、国籍などにに関わりなく誰もが等しく使いやすいような状態を実現する施設、用具や環境のデザインのこと。

17 運動器の障がいのために移動能力の低下をきたして、要介護になっていたり、要介護になる危険の高い状態を表すもの。(略称：ロコモ、和名：運動器症候群)



2 スポーツを推進する人材の育成

スポーツの推進には、県民に感動、夢や希望を与えてくれるアスリートと、そのアスリートを育成する指導者などが必要です。

そのため、計画的なアスリートの発掘・育成や、アスリートを見出し的確に指導等ができる人材を育成するための様々な取組を実施します。

(1) 現状と課題

<スポーツがもたらすシビックプライド¹⁸>

- 本県ゆかりのアスリートが、オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際大会や全国大会で数多く活躍することは、県民に大きな感動をもたらし、夢や希望を与えてくれます。また、そのようなトップアスリートが身近に感じられる存在であればあるほど、県民のスポーツへの関心がより一層高まるとともに、県民としてより、地域への愛情や誇りを持つことにつながります。

<東京オリンピック・パラリンピックにおける本県ゆかりのアスリートの活躍>

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会には、54名もの本県ゆかりのアスリートが出場し、オリンピックで10名、パラリンピックで6名がメダルを獲得しました。本県では、2004(平成16)年から福岡県タレント発掘事業に取り組んでおり、東京2020オリンピック競技大会では3名の修了生が出場しました。

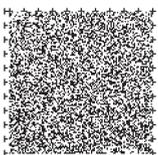
<スポーツにおける人材の好循環>

- 現役引退後のアスリートの人材登用を見据え、ジュニア世代を含むアスリートの育成時からスポーツキャリアに関して学ぶ機会や、活躍できる場につなぐ機会を設けることにより、人材の好循環を生み出す必要があります。
- 今後、少子化の進行に伴い、競技人口は減少傾向にあります。そのような状況において本県の競技力向上を図っていくためには、県内全域から優れた能力を有するアスリートを発掘し、戦略的に育成・強化していくことが大切です。そのためには、スポーツ医・科学等の知見に基づく質の高いトレーニングを行うことなどにより、全てのアスリートが可能性を發揮することができる環境を整備することが求められます。さらに将来、オリンピック等への出場可能性が高いジュニアアスリートに対し、積極的に強化活動を支援することで本県競技力の向上を図っていく必要があります。

<スポーツ推進委員の役割>

- 県内で活動するスポーツ推進委員は、市町村内のスポーツ振興に従事するため、市町村の非常勤職員の委嘱を受け、スポーツ活動のサポートを担っています。平均年齢が高く後継者が不足していることや仕事とかけもちで活動されている人もおり、活動に制限がかかるといった課題があるなかで、スポーツ関係者同士をつなぐコーディネーターとしての役割を期待されています。

18 自分が住んでいる地域に対する誇りのこと。地域住民のシビックプライドを育むことは、地域社会の活性化や魅力の向上に寄与し、住民の協力を促進する重要な要素となっている。



<ジュニア期の指導>

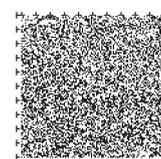
- ジュニア期は、生涯を通じてスポーツと関わる習慣を身につける準備期であり、この時期の指導が子どもたちのその後のスポーツライフに与える影響は決して少なくありません。スポーツの楽しさを子どもたちに伝えるため、指導者の役割はますます重要となります。

<部活動における指導>

- これまで運動部活動における指導にあたっては、指導者による体罰やセクハラなど、様々なハラスメント行為が問題となってきました。子どもたちが生き生きとスポーツを楽しむことができるようにするためには、スポーツ医・科学やスポーツ心理等に基づく適切な指導がなされていくことが重要です。
- 地域においては、競技経験はあっても指導経験がない人や、そもそも指導できる人がいないといった課題が見られています。このような指導者に関する課題解決に向けては、学校や地域、関係団体が連携し、指導者の量の確保と質の保障に向けた継続的な取組を進めていくことが必要です。

福岡県ゆかりのオリンピック・パラリンピック出場選手

大会名	出場人数	メダリスト
東京オリンピック	41名	金：上野由岐子、峰幸代（ソフトボール）、梅野隆太郎、甲斐拓也、栗原陵矢、千賀滉大、柳田悠岐（野球）、素根輝（柔道） 銀：素根輝、芳田司（柔道団体）、林咲希（バスケットボール） 銅：芳田司（柔道）
東京パラリンピック	13名	金：梶原大暉（バドミントン）、杉浦佳子（自転車競技）、道下美里（陸上競技） 銅：浦田理恵（ゴールボール）、梶原大暉（バドミントン）、瀬戸勇次郎（柔道）、乗松聖矢（車いすラグビー）
リオデジャネイロオリンピック	14名	銀：坂井聖人（競泳）
リオデジャネイロパラリンピック	8名	銀：道下美里（陸上競技）
ロンドンオリンピック	13名	銀：鈴木聡美（競泳） 銅：鈴木聡美（競泳2種目）、竹下佳江（バレーボール）
ロンドンパラリンピック	7名	金：安達阿記子、浦田理恵、小宮正江（ゴールボール）
北京オリンピック	22名	金：上野由岐子、藤本索子（ソフトボール） 銅：谷亮子（柔道）
北京パラリンピック	11名	
アテネオリンピック	20名	金：阿武教子、谷亮子（柔道）、中野大輔（体操団体） 銀：井上昌己（自転車チームスプリント） 銅：上野由岐子、内藤恵美（ソフトボール）、城島健司、和田毅（野球）
アテネパラリンピック	6名	金：梶原紀子（競泳） 銅：梶原紀子（競泳）、小宮正江、佐野まどか（ゴールボール）、副島正純（陸上競技）



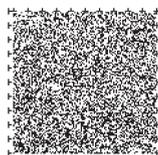
国民体育大会過去 10 大会の本県男女総合成績順位の推移



(2) 具体的な取組

① アスリートの発掘・育成

- 福岡県タレント発掘事業を活用し、学校単位による参加や体力・運動能力測定会を通じて、多くの対象者の中から高い競技適性を有する人材の発掘を行うとともに、競技団体と連携し、国際大会等で活躍できる選手を継続的に輩出します。
- 障がい者スポーツにおける競技力の向上を図るため、競技団体や関係団体と連携し、競技適性に応じた人材の発掘・育成システムを構築し、国際大会等で活躍できる選手の育成に取り組めます。
- 女性アスリートの育成・強化を推進するため、女子競技の遠征・合宿等の強化活動を支援します。(再掲)
- オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際スポーツ大会での活躍が期待される本県ゆかりのトップアスリートに対し、国内外で十分な強化活動ができるよう支援します。
- アスリートが本県で就職し、本県を拠点に活動することをサポートする企業・事業者を支援するとともに、アスリートのキャリア形成を支援します。
- 競技団体が発掘したアスリートを計画的・効果的に育成できるよう、スポーツ医・科学に則った最新のトレーニングができる環境の整備を推進します。
- インターハイや国民スポーツ大会での活躍を足掛かりに大規模スポーツ大会で活躍するアスリートを継続的に輩出するため、中・長期的な視点に立った育成・強化活動を行います。
- 将来、オリンピック等への出場可能性が高いジュニアアスリートに対し、海外遠征等の強化活動を支援します。
- 国民スポーツ大会実施競技である県内競技団体を対象としたヒアリング、研修会、強化事業の視察等を実施することで、本県の競技力の向上を推進します。
- 県民の健康保持増進や部活動生のケガの予防、トップアスリートの効果的なトレーニングへの活用ができるように、各種測定を充実させ、競技団体や学校等へのスポーツ医・科学的なサポートを行います。(再掲)
- アスリートの強化活動に対し、アスリートにとってより効果的・効率的な施策等がなされるよう、スポーツ関係団体である、公益財団法人福岡県スポーツ協会、公益財団法人福岡県スポーツ振興センター、公益財団法人福岡県スポーツ推進基金、一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会との連携の在り方について、研究を行います。



② 指導者等の育成・活用

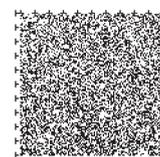
- スポーツ指導者や市町村が委嘱するスポーツ推進委員などを対象とした研修会を開催するなど、地域スポーツを支える人材の資質向上を図ります。
- スポーツ推進委員の役割を再確認し、スポーツ推進委員の活躍の機会について検討するように市町村に働きかけを行います。
- スポーツ関係団体と連携し、福岡県スポーツリーダーバンク¹⁹への登録者数の拡大を図るとともに、各市町村とリーダーバンクの情報を共有し、登録者の活用を促進します。
- 引退したトップアスリートや、本県での就職を希望するアスリートの才能や求心力を、本県のスポーツ振興に活かすため、アスリートのセカンドキャリア²⁰、デュアルキャリア²¹を推進します。
- 地域において、性別や障がいの有無に関わらず、子どもがスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等と連携し、地域における指導者や支援者の育成、公認資格の取得を支援します。
- 公益財団法人福岡県スポーツ協会や競技団体等と連携し、子どもたちのニーズに合ったスポーツが実施できるよう、専門指導者の育成や地域スポーツクラブの設置などスポーツ環境の充実を図ります。(再掲)
- 各世代のスポーツ指導者に対して、最新のスポーツ医・科学や指導方法に関する研修に加え、クリーンでフェアなスポーツの推進(スポーツ・インテグリティ²²)に関する研修を行います。
- 女性が身近な場所で気軽にスポーツを行うことができるよう、各市町村のスポーツ推進委員や各地域のスポーツ指導者を対象に、女性特有の課題に応じた指導技術の習得を支援します。(再掲)
- 全てのアスリートが質の高いコーチングを受けることができる環境を整備するため、中央競技団体等と連携し、世界に通用するトップアスリートを育成する一貫指導システム(主として小・中・高・大学生年代)の構築を図るとともに、そのシステムを県内の指導者に普及します。
- 公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会公認スポーツ指導者制度等の周知を図るとともに、質の高い指導者の養成や資格取得を推進します。
- 部活動指導員の指導力向上を図るための研修会を実施します。
- 子どもの発達段階に応じた適切かつ効果的な指導力を身に付けた指導者に対する県独自の指導者認定制度を検討します。
- 長年の活動により地域スポーツの推進に貢献している個人、団体を表彰します。

19 スポーツ指導者を必要としているスポーツクラブや学校(部活動)などに指導者を紹介する人材バンクのこと。

20 スポーツ選手の引退後のキャリアのこと。

21 競技活動と就業を両立させることで、現役のうちから二重のキャリアづくりを行い、アスリート自身の自己成長・自己実現を目指す働き方。

22 スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態のこと。脅威の例として、ドーピング、八百長、違法賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスメント、人種差別、スポーツ団体のガバナンスの欠如等がある。





福岡県タレント発掘事業



フクオカ・バラスター・プロジェクト

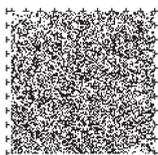


国民体育大会バレーボール競技

(3) 成果目標

施策の充実、強化につなげるため、次のとおり指標を設定します。

施策の柱	指標	現状値	目標値
2 スポーツを推進する 人材の育成	国民スポーツ大会男女 総合成績（天皇杯） で常時8位以内入賞	7位 (R5)	常時8位以内 (R10)
	運動部活動の地域移行 に係る人材バンク 登録者数	130人 (R4)	1,200人 (R10)



このマークは目の不自由な方などが
使う音声コードです。

3 スポーツを推進する環境づくり

県民がスポーツ活動を実施するためには、スポーツ施設や運動できる場所が整備されているとともに、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ため、あらゆる立場の人々が安心してスポーツ活動に取り組める環境を整備することが重要です。

そのため、県民のスポーツ活動を推進するための土壌を整えるとともに、アスリートを育てるための環境整備など、各種施策に取り組みます。

(1) 現状と課題

<スポーツを行う条件>

- 運動やスポーツを行うための条件として、「身近にスポーツ施設や運動できる場所がある」との回答が46.6%と最も高く、続いて「クラブ会費が安い」が40.9%、「一緒にする仲間がいる」が40.5%となっています。このことから、県民がスポーツを実施するためには、比較的費用負担が少なく利用できる施設や共にスポーツを行う仲間の存在が重要であることがわかります。

<競技団体の課題>

- 県内には、多くの競技団体があり、県民にスポーツを普及する中核的な役割を担っています。しかし、競技団体の規模は大小さまざまであり、中には組織体制や指導体制が強固ではなく、選手の発掘や育成、強化を行うための環境整備が十分とはいえない団体も見られます。
- こうした競技団体の諸課題を適切に把握し、それらの課題の解決に向けた支援を行うことで、県民がそれぞれの目的に応じて充実したスポーツ活動に取り組めるよう環境を整備することが必要です。

<スポーツ施設の課題>

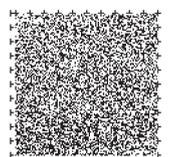
- 県内各地のスポーツ施設の中には、建設から相当年数が経過しているものも多く、老朽化対策やユニバーサルデザインへの配慮、ICTの活用等、現在の利用者の視点に立った施設・設備の整備や機能の充実が求められています。

<スポーツにおけるIT化>

- IT化が進む中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛の影響も受け、デジタル環境等の整備が急速に進展しています。デジタル技術及びそれによって得られた各種データを活用することによって、スポーツ観戦におけるエンターテインメント性の向上、「する」分野における新たなスポーツの創造、教える分野における教授方法の改革等が進展しつつあります。

<スポーツ・インテグリティ（健全性・誠実性・高潔性）>

- 近年、様々なスポーツシーンにおいてドーピングやスポーツ団体の組織運営上の問題、指導者による暴力、各種ハラスメントなどの不祥事が発生しており、スポーツ・インテグリティを脅かす問題が見受けられます。本県においても、このような問題の発生により、県民がスポーツに対して感じている価値が損なわれることのないよう、スポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツを推進する必要があります。



<運動部活動の地域移行>

- 学校における運動部活動は、生涯にわたって親しむことのできるスポーツを見出す格好の機会であるとともに、体力の向上や健康の増進にも効果的な活動です。また、本県の競技力の基盤として、スポーツ振興を大きく支えてきました。しかし、急激に変化する社会情勢の中、児童生徒及び保護者の価値観や個性が多様化し、運動に対するニーズはますます増大するとともに、生徒数の減少等に伴い運動部活動の運営に変化が出てきています。
- このような中、本県では、2021（令和3）年度から地域部活動を推進していくための実践研究を開始するとともに、学識者やスポーツ関係者等による福岡県部活動改革協議会²³において、子どもたちにとって望ましいスポーツ環境の在り方について検討を進めてきました。2023（令和5）年3月には、「福岡県における地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」を策定し、2023（令和5）年度から2025（令和7）年度を「改革推進期間」と位置付け、休日の部活動の段階的な地域移行を推進しています。
- 今後、学校部活動や地域クラブ活動の運営にあたっては、指導者の量と質をどのように確保していくかといったことや、クラブ等への参加費用に関することが課題となることから、学校だけでなく地域の関係者が一体となった部活動改革に向けた検討が重要です。

(2) 具体的な取組

① スポーツ施設の整備と有効活用の促進

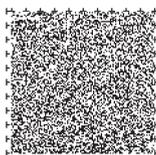
- 県民のスポーツ活動の場となり得る公立学校体育施設の開放を推進するとともに、公共スポーツ施設の有効活用を推進し、県民に対しては、スポーツ施設の活用促進に向けた周知に取り組みます。
- 公立学校体育施設や県有施設において、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツ活動を行うことができるよう施設の整備を推進します。
- 国際大会や海外からの強化合宿等を誘致するため、利用者のニーズに応じた県有施設の改修のほか、大会や合宿を安全・安心に運営するために必要な環境を整備します。
- スポーツ施設の管理者に対して、障がい者スポーツへの理解を啓発するとともに、障害者差別解消法の趣旨を周知徹底することにより、障がいのある人のスポーツ施設の円滑な利用を促進します。(再掲)

② スポーツに関する情報の提供

- 国、県の関係機関等が保有する国内外のスポーツに関する情報を配信している「ふくおかスポネット」、県内で活躍するスポーツ選手・チームの紹介や試合動画の配信等を行う「FUKUOKA SPORTS」の充実を図るとともに、県民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ための情報を効果的に発信します。
- 大会の観戦や強化合宿等の見学会等、スポーツを「みる」機会を提供するとともに、福岡県ゆかりのアスリート・チームの活動や、競技大会の開催をファンとともに「ささえる」ため、クラウドファンディングの場を提供し、県民のスポーツへの関心を喚起します。(再掲)

③ スポーツにおける健全性の向上、事故の防止

- 各世代のスポーツ指導者等に対して、最新のスポーツ医・科学や指導方法に関する研修に加え、クリーンでフェアなスポーツの推進（スポーツ・インテグリティ）に関する研修を行います。(再掲)



23 学校部活動の地域移行など、地域における子どもたちのスポーツ環境を今後どのように維持・継続していくのかといったことについて検討する会議のこと。学校や行政関係者、スポーツ協会やスポーツ推進委員など、地域スポーツに関係する者で構成される。

- スポーツ団体を対象としたコンプライアンス遵守のための研修に取り組みます。
- スポーツを「する」「みる」「ささえる」中での事故やけがの防止のために、指導者や競技者に対する研修の実施、競技団体やスポーツ施設等への啓発に取り組みます。
- 各スポーツ競技団体の組織運営に関するガバナンス強化を図るためのサポートを行うとともに、公益財団法人福岡県スポーツ協会の加盟・準加盟団体に対して、ステークホルダー等への説明責任を果たすための「スポーツ団体ガバナンスコード²⁴」に係るセルフチェックシートの活用とその公表を求めます。

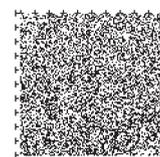
④ スポーツにおけるDXの推進

- トップを目指す意欲と相応の実績があるアスリートやチームが競技力の向上を目的として取り組む、新たな技術や手法の導入を支援します。
- 競技団体などの主催者が県内で開催する試合動画のインターネット配信を支援します。
- デジタル技術を活用した先進的なトレーニング方法や戦術分析手法等を研究するとともに、アスリートへの効果的な提供が可能な仕組みを検討します。

⑤ 子どもたちが安心して活動できる環境の整備

- 県内トップスポーツチームと市町村との連携により、親子でスポーツが楽しめる取組を推進します。(再掲)
- 各市町村において部活動の地域移行が関係者の連携のもと円滑に進むよう、各市町村で組織される「部活動改革協議会」の設置や地域移行に向けた実証事業等の取組を支援します。
- 市町村における地域クラブ活動に関する実証事業を実施するとともに、市町村に対し事業成果の普及を図ります。
- 地域クラブ活動構築に関する進捗状況等について、定期的なフォローアップ調査を実施するとともに、国や県内の最新情報についての情報提供に努めます。
- スポーツ関係団体と連携し、福岡県スポーツリーダーバンクへの登録者数の拡大を図るとともに、各市町村とリーダーバンクの情報を共有し、登録者の活用を促進します。(再掲)
- 学校部活動において、子どもたちがより専門的な技術指導を受けられるよう部活動指導員の派遣や活用を促進します。(再掲)
- 公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会公認スポーツ指導者制度等の周知を図るとともに、質の高い指導者の養成や資格取得を推進します。(再掲)
- 部活動指導員の指導力向上を図るための研修会を実施します。(再掲)
- 子どもの発達段階に応じた適切かつ効果的な指導力を身に付けた指導者に対する県独自の指導者認定制度を検討します。(再掲)

24 スポーツ庁が2018(平成30)年に策定したスポーツ団体における自ら遵守すべき基準の作成等に資するよう、適切な組織運営を行うための原則・規範。





新たな技術や手法の導入（視野および視覚から得られるデータ分析）

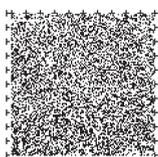


動画配信事業

(3) 成果目標

施策の充実、強化につなげるため、次のとおり指標を設定します。

施策の柱	指標	現状値	目標値
3 スポーツを推進する環境づくり	県立学校体育施設開放における年間利用人数	47,341 人 (R4)	100,000 人 (R10)
	県スポーツ協会の加盟・準加盟団体によるスポーツ団体ガバナンスコードに係るセルフチェックシートの原則4 ²⁵ の項目が全てA評価の団体数(全体 50 団体)	14 団体 (R4)	50 団体 (R10)
	休日の運動部活動の地域移行等、部活動改革に取り組んだ市町村数(全体 60 市町村)	2 市町村 (R4)	60 市町村 (R10)



25 ガバナンスコードを基にスポーツ団体が自己評価する項目のうち、公正かつ適切な会計処理に関する項目。(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。

4 スポーツを通じた地域と経済の活性化

スポーツの大会やイベントの開催は、県民のスポーツ活動への関わりを広げるといった効果だけでなく、福岡の食や伝統工芸などの本県の魅力を発信する絶好の機会ともなります。また、国際交流は国際感覚を持った人材の育成のほか、地域の活性化にも繋がるものです。

そのため、大規模スポーツ大会等の誘致・開催や、スポーツの成長産業化につながる新たな大会を企画・開催するなど、スポーツを通じた地域と経済の活性化に取り組みます。

(1) 現状と課題

<スポーツの可能性>

- スポーツは個人の健康の維持増進や、人間的な成長や社会性の向上が得られるなどといった側面だけでなく、地域と経済の活性化に大きく寄与する可能性を持っています。

<スポーツによる誘客>

- 現在、本県の人口は、福岡都市圏への流入により、全体としては増加を続けていますが、多くの市町村では、人口減少が続いています。(2020(令和2)年 国勢調査)
- このような中、全県的に活力ある地域経済を成長、発展させていくためには、域外からの需要を取り込む地域ビジネスを創り出すことが重要です。中でも観光産業は裾野が広く、特に宿泊業や飲食業への高い効果が期待されます。
- また、スポーツは海外からの誘客に高い効果が期待できます。今後は、アジアの玄関口である本県の強みを活かし、増加していくことが見込まれる外国人観光客も対象としたスポーツ関連事業の検討が求められます。

<海外とのスポーツ交流>

- スポーツは、共通のルールとパフォーマンスによるノンバーバルコミュニケーション²⁶が可能であり、国際交流において非常に有効な手段の一つです。本県ではスポーツを通じ、友好提携都市のハワイ州(米国)や江蘇省(中国)のほか、新たにニューサウスウェールズ州(豪州)等との間で交流を進めています。

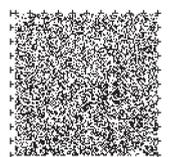
<新たなスポーツ環境>

- スポーツ施設では、近年注目を集めるアーバンスポーツのスケートボード場が筑後広域公園に整備されました。また、春日公園でスケートボード場の拡張、筑後広域公園でBMXパークの新設が予定されており、競技の普及や地域活性化につながる大会の開催も期待できます。

<スポーツ資源を活かした地域経済の活性化>

- 本県には、プロ野球の福岡ソフトバンクホークスをはじめ、サッカー、バスケットボールなど多くのプロスポーツチームが本拠地を構えているほか、大相撲九州場所や福岡国際マラソン、飯塚国際車いすテニス大会など福岡の風物詩といえる大きな大会が毎年開催されており、こうしたプロスポーツチームや大規模スポーツ大会等は、本県の魅力あるスポーツ資源の一つとなっています。

26 非言語コミュニケーションとも呼ばれ、身振りや手振りなどの言語以外の手段で相手とコミュニケーションを取ること。



- このような本県の恵まれたスポーツ資源を活かして、スポーツ大会への参加や観戦を目的として訪れる人を増やしたり、スポーツと他の地域資源を掛け合わせた観光プログラムであるスポーツツーリズムを充実・拡大させることが必要です。そのほか、スポーツイベントの開催や大規模スポーツ大会・合宿の誘致等により交流人口を拡大し、地域経済の活性化につなげることが重要です。
- また、大規模スポーツ大会や事前キャンプを誘致・開催することは、県民のスポーツへの関わりを広げるほか、国際交流や青少年の健全育成、地域の活性化等様々な効果をもたらすものであり、今後も積極的に取り組んでいくことが望まれます。

<大規模スポーツ大会開催に対応する施設>

- 大規模スポーツ大会の誘致には、開催が可能となる規格の施設が必要ですが、県有施設では十分な対応ができないこともあります。しかしながら、新施設の建設には、多額の費用が必要となることなどから、長期的な視野に基づく慎重な検討が求められます。

(2) 具体的な取組

① 大規模スポーツ大会等の誘致・開催

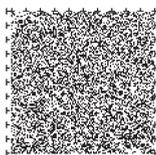
- 国際大会や海外からの強化合宿等を誘致するため、利用者のニーズに応じた県有施設の改修のほか、大会や合宿を安全・安心に運営するために必要な環境を整備します。(再掲)
- 福岡県スポーツコミッション、公益財団法人福岡県スポーツ推進基金、市町村、競技団体、九州各県及び経済団体等とも連携し、大規模スポーツ大会等の誘致・開催に取り組みます。
- 国際社会からの共感を得るため、本県が開催する大規模スポーツ大会等をとおして、社会課題の解決に資するような大会運営を目指します。
- 大規模スポーツ大会や強化合宿等を円滑に運営するため、開催自治体や競技団体等との連携を強化するとともに、ボランティアを積極的に活用します。
- 競技団体と連携し、各競技大会の開催に必要となる施設の規格などを調査するとともに、県内のスポーツ資源の状況を把握し、その資源の活用について関係者と検討します。

② スポーツを通じた県の魅力発信・観光振興

- スポーツ大会やスポーツイベントを活用して、福岡の食や特産品・伝統工芸等をはじめ、地域の祭りや文化、歴史、温泉、自然などを紹介し、本県の魅力を国内外に発信します。
- 温泉や食など地域の魅力が体験できる福岡ならではのスポーツ合宿やスポーツツーリズムのプログラムを企画し、その普及・商品化に取り組みます。
- 海外、県外からのトップアスリートによるスポーツ合宿を県内各地に誘致することで、県内外から訪れる観覧客を呼び込み、地域に賑わいを創出します。
- 世界に向けて本県の施策を一体的に発信する多言語ポータルサイト「FUKUOKA IS OPEN」の場を活用し、本県が行うスポーツ分野での国際的な取組（大規模国際スポーツ大会の開催、国際交流など）を発信します。

③ スポーツを通じた国際交流

- 本県が国際交流を進める国、地域との強固な信頼関係を築くため、双方の競技力の向上、多様性の理解などに繋がる人材育成といったスポーツを通じた国際交流を行います。
- 本県で開催される国際大会や強化合宿等に参加する海外の選手と県民との交流を促進します。



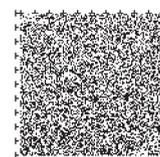
- 長年取り組んできた福岡県タレント発掘事業により得られた知見とノウハウを活用し、それらを必要とする国と地域のトップアスリートの育成を支援します。

④ スポーツを活用した地域振興

- スポーツ大会やイベントの開催により、開催地域における経済波及効果をもたらします。
- 県内を本拠地とするプロチーム及び各競技のトップリーグ参入を目指すチームと連携し、スポーツを通じた地域貢献活動などによる地域活性化に取り組みます。
- 市町村が主体的に地域スポーツを推進するとともに、スポーツを活用した地域活性化を図ることができるよう、スポーツ関係者を対象とした研修会等により、市町村に対し国内外の最新情報を提供する等、新たな事業の創出や取組を継続的に支援するとともに、市町村の課題に適したプログラムの企画立案を支援します。(再掲)

⑤ スポーツの成長産業化

- 民間事業者等と連携し、収益が見込める「観戦・鑑賞型」、「参加・体験型」のスポーツ大会・イベントを企画・開催します。
- 試合動画のインターネット配信により広告収入を確保するよう取り組みます。





ツール・ド・九州 2023



ブレイキン ワールドマッチ 2024



ラグビースキルアップ教室

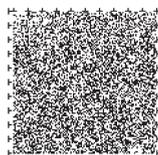


スポーツによる国際交流

(3) 成果目標

施策の充実、強化につなげるため、次のとおり指標を設定します。

施策の柱	指標	現状値	目標値
4 スポーツを通じた 地域と経済の活性化	海外とのスポーツ交流 イベントの開催件数	10 件 (R5)	20 件 (R10)
	市町村でのプロス ポーツチームとの連携 による新規事業の立 ち上げ数	—	10 事業 (R10)
	収益が見込める大会 の企画・開催数 (累計)	—	5 件 (R10)



5 スポーツを通じた社会課題の解決

アスリートが競技にひたむきに取り組む姿は、勇気と感動を与えると同時に、多様性を認め互いを尊重することの大切さを認識する機会ともなります。また、スポーツの力は、SDGsやワンヘルスといった社会課題の解決にも活用することができます。

そのため、スポーツを通じてこれらの社会課題の解決に資する施策に取り組みます。

(1) 現状と課題

<スポーツと共生社会>

- 本来スポーツには、相手を尊重する心や、チームワーク、フェアプレーの精神を養うことができるなど、人間性や社会性を育てる力があるものです。スポーツを通じて人々がつながりを持ち、スポーツの価値を共有することができれば、人々の意識や行動が変わり、これが大きな力となって社会の様々な課題の解決につながることを期待されます。そのため、年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、全ての人々が、分け隔てなくスポーツに親しむ環境をつくっていくことが大切です。

<スポーツと女性の活躍>

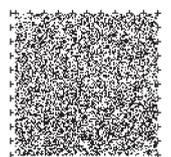
- 競技団体の役員においては、男性の割合が高い傾向があります。女性競技者の増加等を通じた競技の更なる普及発展や、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する観点から、競技団体において女性役員の登用を進めることで、女性の視点を取り入れた競技団体の運営や組織体制の構築に繋げることが求められています。

<スポーツとSDGs>

- 2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」が採択され、2030（令和12）年までの開発目標として、17の目標（持続可能な開発目標＝SDGs）が設定され、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされました。
- 国は、「SDGsアクションプラン」の策定や「ジャパンSDGsアワード」を主催するなど国をあげてSDGsを推進しており、本県においてもSDGsの達成に向けた取組を重視し、スポーツの分野でも、SDGsの視点を踏まえて施策を推進していくことが求められています。

<スポーツとワンヘルス>

- 新型コロナウイルス感染症をはじめとした新興感染症の多くは、人と動物の双方に感染する「人獣共通感染症」であり、2023（令和5）年に開催された「世界水泳選手権2023福岡大会」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により2年の延期、また多くの大会が中止や延期を余儀なくされるなどスポーツにおいても影響がありました。このような新興感染症によりスポーツ活動を止めないためにも、人の健康、動物の健康、環境の健全性を一体的に守っていくというワンヘルスの理念を実践する必要があります。



(2) 具体的な取組

① スポーツを通じた共生社会の実現

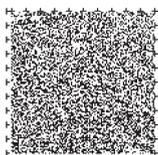
- スポーツ関係団体や競技団体に対し、女性を外部理事として登用するなど多様な人材の確保に努めるよう働きかけます。
- スポーツ団体やプロスポーツチーム等と連携・協力し、障がい者スポーツを普及する活動や様々な人権に関する啓発活動を行うなど、スポーツを通じて心のバリアフリー²⁷に対する県民の理解を促進します。
- 自分の体力や身体能力に応じて行えるニュースポーツ²⁸等のレクリエーションや障がい者スポーツに関する情報を発信するほか、体験会や大会等を行うことにより、障がい者スポーツに対する県民の理解を促進します。
- 障がいのある人とない人とが共にスポーツに参加できる場づくりを行います。(再掲)
- 特別支援学校と地域の学校が、障がいの有無に関わらず、一緒にスポーツを楽しめる機会を提供します。(再掲)
- スポーツ施設の管理者に対して、障がい者スポーツへの理解を啓発するとともに、障害者差別解消法の趣旨を周知徹底することにより、障がいのある人のスポーツ施設の円滑な利用を促進します。(再掲)
- 小中高等学校に在籍している障がいのある児童生徒の体育学習充実のため、学校体育における共生の視点を重視した指導方法等に関する研修会を実施します。(再掲)
- 公立学校体育施設や県有施設において、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツ活動を行うことができるよう施設の整備を推進します。(再掲)
- 誰もが快適にスポーツを実施したり、観戦したりできるよう、ユニバーサルデザインの考えに基づき設備・施設や多言語対応等の整備を推進します。(再掲)

② スポーツを通じたSDGsへの貢献

- スポーツ大会等におけるSDGsの取組の情報収集を行い、他のスポーツ大会等においても実践できるよう情報提供に努めます。
- スポーツ関係者を対象とした研修等を通じて、SDGsを視点とした市町村のスポーツ関連事業の企画立案を支援します。
- 本県が開催する大規模スポーツ大会等をとおして、社会課題の解決に資するような大会運営を目指します。

③ スポーツを通じたワンヘルスの推進

- 県内で開催するスポーツ大会・イベント等を活用し、ワンヘルスの理念を広く発信します。



27 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

28 年齢や体力に関わらず幅広い世代で誰もが気軽に楽しめるスポーツ。



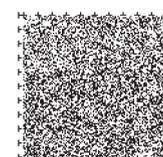
**FUKUOKA
ONE HEALTH**
Human Health, Animal Health, Environmental Health

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

(3) 成果目標

施策の充実、強化につなげるため、次のとおり指標を設定します。

施策の柱	指標	現状値	目標値
5 スポーツを通じた社会課題の解決	障がい者が参加できるプログラムを提供している総合型地域スポーツクラブの割合	53.0% (R4)	100.0% (R10)
	SDGsの取組を行ったスポーツ大会数	—	50件 (R10)
	スポーツ大会を活用したワンヘルス理念の発信回数(累計)	3回 (R5)	15回 (R10)



Ⅲ 施策の推進体制

1 推進体制

(1) 県の推進体制

計画に基づく取組を着実に実施し、その事業効果をより高めるため、知事部局のみならず、教育庁や警察本部とも連携して施策を実施します。また、特に関係が深い関係部局にスポーツイベント担当者を明確に位置付け、主体的かつ機動的に活動できる体制を確保するとともに、各部局にそのノウハウを蓄積・継承することで、継続的・効率的な業務の遂行を目指します。

(2) 市町村や国・都道府県との連携

スポーツの推進を図る上では、地域の実情を踏まえた様々な施策を展開することが効果的で重要です。そのためには、住民にとって最も身近な行政主体であり、地域の実情を最も把握している市町村との連携は不可欠です。

県が計画した施策を市町村とともに実施するのみならず、市町村の先進的な施策に関する情報を把握し、他の市町村と共有することで、スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会を県民の誰もが享受できるよう、市町村との緊密な連携により、計画を推進していきます。

また、国や国の関係機関が示すスポーツの方向性を常に把握しながら、適宜、施策の見直しを図っていきます。

加えて、他の都道府県、特に九州各県と連携・協力しながら、より効果的に施策が展開できるよう努めていきます。

(3) スポーツ関係団体との連携

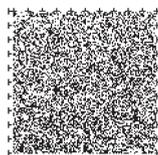
スポーツの推進を図る上では、行政機関との連携だけでなく、スポーツ関係団体と様々な局面で連携し、計画を推進していきます。

特に、それぞれの分野において、中心的な役割を担う公益財団法人福岡県スポーツ協会、公益財団法人福岡県スポーツ振興センター、公益財団法人福岡県スポーツ推進基金、一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会と、どのような連携であるべきか、その在り方について研究していきます。

2 進捗管理

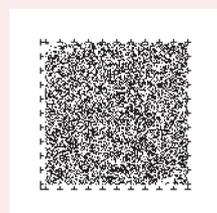
毎年度、計画に掲げた施策の具体的な進捗状況や成果を確認しながら、必要に応じて、新たな施策や目標の検討を行うといったP D C Aサイクル²⁹により、計画の実効性を高めていきます。

なお、進捗状況については、毎年度「福岡県スポーツ推進審議会」に報告し、意見を求めっていきます。

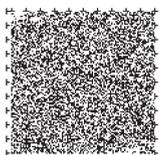


29 Plan (計画)、Do (実施)、Check (評価)、Action (改善) を繰り返すことにより、効率性、有効性を向上させていくマネジメント手法の一つ。

スポーツ推進計画 資料



このマークは目の不自由な方などが
使う音声コードです。



このマークは目の不自由な方などが
使う音声コードです。

目次

前文	31
第一章 総則（第一条—第九条）	32
第二章 推進計画等（第十条・第十一条）	33
第三章 基本的施策	33
第一節 スポーツ活動の推進（第十二条—第十九条）	33
第二節 スポーツを推進する人材の育成（第二十条・第二十一条）	35
第三節 スポーツを推進する環境づくり（第二十二条—第二十五条）	35
第四節 スポーツを通じた地域振興等（第二十六条—第二十八条）	35
第四章 雑則（第二十九条・第三十条）	36
附則	36

スポーツは、する人に楽しさと喜びを、見る人と応援する人に勇気と感動を与えるものである。
スポーツは、生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で大きな役割を果たすものである。
スポーツは、青少年の体力を向上させ、他者を尊重する精神や克己心、規範意識を培い、その健全育成に大きな影響を及ぼすものである。

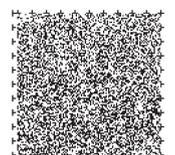
スポーツは、人々の交流を促進し、地域の一体感や活力の醸成に寄与するものである。

本県は、これまで、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会で活躍する数々の名選手を輩出してきた。

本県は、様々なプロスポーツチームが本拠地を構え、国際的な規模のスポーツの競技会が開催されることで、スポーツを目的に全国から多くの人々が集まり、スポーツを通じた交流が進んでいる。

本県では、子どもから高齢者まで多くの県民がそれぞれの体力や技能、興味、関心、目的に応じてスポーツを楽しみ、体力の向上や健康づくりに取り組んでいる。

このような恵まれたスポーツの環境は、本県の強みである。その強みを生かし、県民のスポーツ活動を活性化することにより地域に活力をもたらし、スポーツの力により活性化した地域がさらにスポーツを支援できる力を発揮する好循環を生み出すため、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって県民の心身共に健康で文化的な生活及び活力ある地域社会を実現することを目指し、この条例を制定する。



第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって県民の心身共に健康で文化的な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

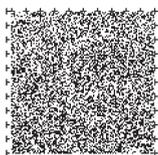
第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 スポーツ 心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等のために個人又は集団により行われる運動競技その他の身体運動（レクリエーションとして行われる身体運動等を含む。）をいう。
- 二 スポーツ活動 スポーツを行い、若しくは観覧し、又は支えることをいう。
- 三 全国的又は国際的な規模のスポーツの競技会 全国的な規模のスポーツの競技会又はオリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。
- 四 スポーツ選手 スポーツの競技会に出場することを目的としてスポーツを行う者（プロスポーツ選手を除く。）をいう。
- 五 スポーツにおける健全性等 スポーツにおける健全性、誠実性及び高潔性をいう。
- 六 プロスポーツ選手 業としてスポーツを行う者をいう。
- 七 指導者 監督、コーチ等スポーツに関する指導及び助言を行う者をいう。
- 八 スポーツ団体 スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体（プロスポーツチームを含む。）をいう。
- 九 プロスポーツチーム プロスポーツ選手が所属し、興行（不特定又は多数の者に見せることをいう。）としてスポーツを行う団体をいう。
- 十 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第三条 スポーツは、県民が生涯にわたって、その適性、興味、関心等に応じて、自主的かつ主体的に親しむことができるよう推進されなければならない。

- 2 スポーツは、青少年の運動能力の向上が図られるとともに、健全な心身が培われ、豊かな人間性がはぐくまれるよう推進されなければならない。
- 3 スポーツは、障がいのある人が自主的かつ主体的にスポーツ活動に親しむため、障がいの状態に応じて必要な配慮及び支援が行われ、障がいのある人の個性及び能力が発揮され、並びに社会参画に寄与するよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、スポーツ選手が全国的又は国際的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができる等、その競技水準が向上するよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、スポーツにおける健全性等が向上するよう推進されなければならない。
- 6 スポーツは、スポーツ活動における安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- 7 スポーツは、県民の心身の健康の保持増進が図られるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、世代間及び地域間の交流を促進し、地域社会の活性化に寄与するよう推進されなければならない。



9 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流を通じて、国際相互理解に寄与するよう推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ選手等の役割)

第五条 スポーツ選手、プロスポーツ選手、指導者及びスポーツ団体は、スポーツにおける健全性等の向上に努めるものとする。

(指導者の役割)

第六条 指導者は、スポーツに関する指導及び助言を行う上で必要となる知識及び技能の向上に努めるものとする。

(スポーツ団体の役割)

第七条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に自主的かつ主体的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、県及び市町村が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国、市町村等との連携)

第九条 県は、スポーツの推進に当たっては、国、市町村、県民、スポーツ団体及び事業者との連携に努めるとともに、相互の連携が図られるよう努めるものとする。

第二章 推進計画等

(推進計画)

第十条 知事は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第十条に規定する地方スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、推進計画を定めるに当たっては、福岡県スポーツ推進審議会に意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(福岡県スポーツ推進審議会)

第十一条 県に福岡県スポーツ推進審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するほか、知事又は教育委員会の諮問に応じ、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

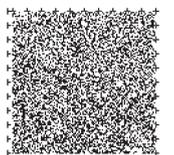
3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事又は教育委員会に意見を述べることができる。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツ活動の推進

(県民参加の促進)



第十二条 県は、県民のスポーツ活動への参加を促進するため、県民のスポーツに対する興味、関心及び理解を深める施策、スポーツ活動への意欲を高める施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生涯にわたるスポーツ活動の推進)

第十三条 県は、県民が生涯にわたって年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、体力、技能、興味、関心、目的等に応じてスポーツ活動に参加することができるよう、多様なスポーツ活動に参加する機会の創出その他の必要な施策を講ずるものとする。

(幼児期及び学齢期のスポーツ活動の推進)

第十四条 県は、幼児期及び学齢期のスポーツ活動の推進を図るため、幼児期及び学齢期のスポーツ活動の推進に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校におけるスポーツ活動の推進)

第十五条 県は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校におけるスポーツ活動の推進を図るため、教員の資質向上のための研修、地域におけるスポーツ活動を担う人材の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者のスポーツ活動の推進)

第十六条 県は、健康寿命を延伸し、高齢者が生きがいをもって豊かな生活を営むことができるよう、高齢者のスポーツ活動の推進に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(女性のスポーツ活動の推進)

第十七条 県は、女性のスポーツ活動の推進を図るため、指導者及び女性のスポーツ活動の推進に寄与する人材の育成、女性のスポーツ活動の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、女性の身体的又は生理的な特徴に鑑み、女性のスポーツ選手が医学的かつ科学的な知識に基づいた支援を受けることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(障がいのある人のスポーツ活動の推進)

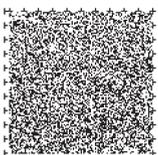
第十八条 県は、障がいのある人のスポーツ活動の推進を図るため、障がいのある人の競技水準向上のための取組、障がいのある人のスポーツ活動に携わる人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障がいのある人のスポーツ活動に対する理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うとともに、障がいのある人及び障がいのない人が共にスポーツを楽しみ、並びに互いを理解し、及び尊重しつつ、体を動かす喜びを感じることができる機会を提供するために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障がいのある人が安全にかつ安心してスポーツ活動を行うことができるよう、利用しやすい施設の整備、福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成二十九年福岡県条例第十一号）第二条第五号に規定する合理的配慮の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(健康の保持増進等)

第十九条 県は、スポーツを通じた県民の健康の保持増進、疾病予防等を図るため、運動習慣の定着に向けた取組、適切な情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。



第二節 スポーツを推進する人材の育成

(スポーツ選手の育成)

第二十条 県は、スポーツ選手が全国的又は国際的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツ選手の計画的な育成、スポーツに関する医学的かつ科学的な知識の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(指導者の育成等)

第二十一条 県は、指導者等の育成及び資質の向上並びにその活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、優秀なスポーツ選手及び優秀な指導者等が、その能力を幅広く社会に生かすことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

第三節 スポーツを推進する環境づくり

(スポーツ施設の整備等)

第二十二条 県は、スポーツ施設の整備に努めるものとする。

2 県は、県民がスポーツ施設を安心して利用できるよう、スポーツ施設の安全の確保、利便性の向上等に努めるものとする。

3 県は、県が有する学校、公園及びスポーツ施設をスポーツ活動の場として有効に活用できるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツに関する情報の提供)

第二十三条 県は、スポーツの推進を図るため、県民等に対してスポーツに関する情報の提供を行うものとする。

(スポーツにおける健全性等の向上)

第二十四条 県は、スポーツにおける健全性等の向上を図るため、体罰、暴力その他ハラスメント行為の防止のために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ活動における事故の防止等)

第二十五条 県は、スポーツ活動による事故、外傷、障がい等を防止し、及びこれらの軽減を図るための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四節 スポーツを通じた地域振興等

(スポーツを通じた地域間交流の促進等)

第二十六条 県は、地域間交流及び住民相互の交流の促進を図るため、市町村等が行うスポーツを活用した取組への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

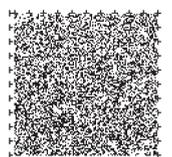
2 県は、全国的又は国際的な規模のスポーツの競技会等を誘致し、及び開催し、並びにスポーツの強化合宿等を誘致するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツを通じた地域経済の活性化)

第二十七条 県は、スポーツ産業の振興をはじめとするスポーツを通じた地域経済の活性化を図るため、事業者等への情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツを通じた国際交流の推進)

第二十八条 県は、国際相互理解の増進に寄与するため、スポーツを通じた国際交流その他の必要な施策を講ずるものとする。



第四章 雑則

(表彰)

第二十九条 知事は、スポーツにおいて顕著な成果を収めたもの及びスポーツの振興に寄与したものを表彰することができる。

(財政上の措置)

第三十条 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

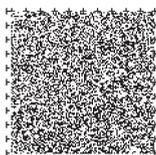
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている推進計画は、第十条第一項の規定により定められた推進計画とみなす。

3 この条例の施行の日の前日において、福岡県スポーツ推進審議会条例（平成二十四年福岡県条例第五十号）の規定により設置された福岡県スポーツ推進審議会の委員は、この条例の施行の日をもって、別に辞令を用いなくてこの条例の規定により設置された福岡県スポーツ推進審議会の委員に任命されたものとする。

(福岡県スポーツ推進審議会条例の廃止)

4 福岡県スポーツ推進審議会条例は、廃止する。



資料2 福岡県スポーツ推進審議会規則

令和二年四月一日
福岡県規則第二十八号

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県スポーツ推進条例（令和二年福岡県条例第八号）第十一条第四項の規定に基づき、福岡県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

(委員)

第三条 委員は、スポーツに関する学識経験を有する者等のうちから、教育委員会の意見を聴いて、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

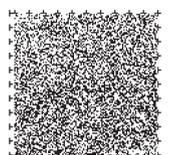
第六条 審議会の庶務は、人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ企画課において処理する。
この場合において、教育委員会の諮問に係る事項に関する庶務は、当該諮問事項を所管する教育庁の課の協力を得て処理するものとする。

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。



資料3 参考データ

■スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(令和4年度)

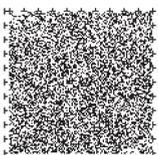
この1年間に行った運動・スポーツの日数、スポーツ実施率

この1年間に行った運動・スポーツの日数を聞いたところ、週3日以上の実施率は26.1%（「週に5日以上」12.8%+「週に3日以上」13.3%）、週1日以上の実施率は51.8%（「週に5日以上」12.8%+「週に3日以上」13.3%+「週に2日以上」12.5%+「週に1日以上」13.2%）、となっている。

性別で見ると、「週に3日以上」「週に1日以上」とする者の割合は男性が高くなっている。

年代別で見ると、40代の実施率が最も低く、そこから高年齢になるにつれて実施率が高くなる傾向にある。

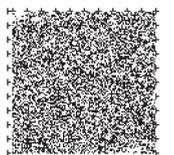
なお、上記から18歳・19歳を除いた成人の週3日以上の実施率は26.0%、同じく成人の週1日以上の実施率は51.5%となっている。



この1年間に行った運動・スポーツの日数、スポーツ実施率



資料



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです。

■福岡県「県民の運動・スポーツに関する調査」(令和4年度)

1. 運動やスポーツの実施状況について

(1) この1年間に行った運動やスポーツの実施頻度

この1年間に行った運動やスポーツの頻度では、『週1回以上』(「週に1~2日」22.6%「週に3日以上」22.4%)が45.0%で、前々回(36.3%)、前回(40.6%)と上昇傾向にある。

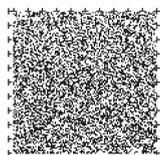
性別では、『週1回以上』の割合はほぼ同程度であるが、「まったく行わなかった」の割合は女性(24.7%)で高く、男性を3.2ポイント上回っている。

年代別では、年代が高くなるほど『週1回以上』運動やスポーツをする人の割合が上昇傾向にある。70代以上では『週1回以上』(55.1%)が5割を超え、「週3日以上」(34.0%)の割合も他の年代の中で最も高いなど、高齢になるほど日常的に運動やスポーツに取り組んでいる状況が見られる。

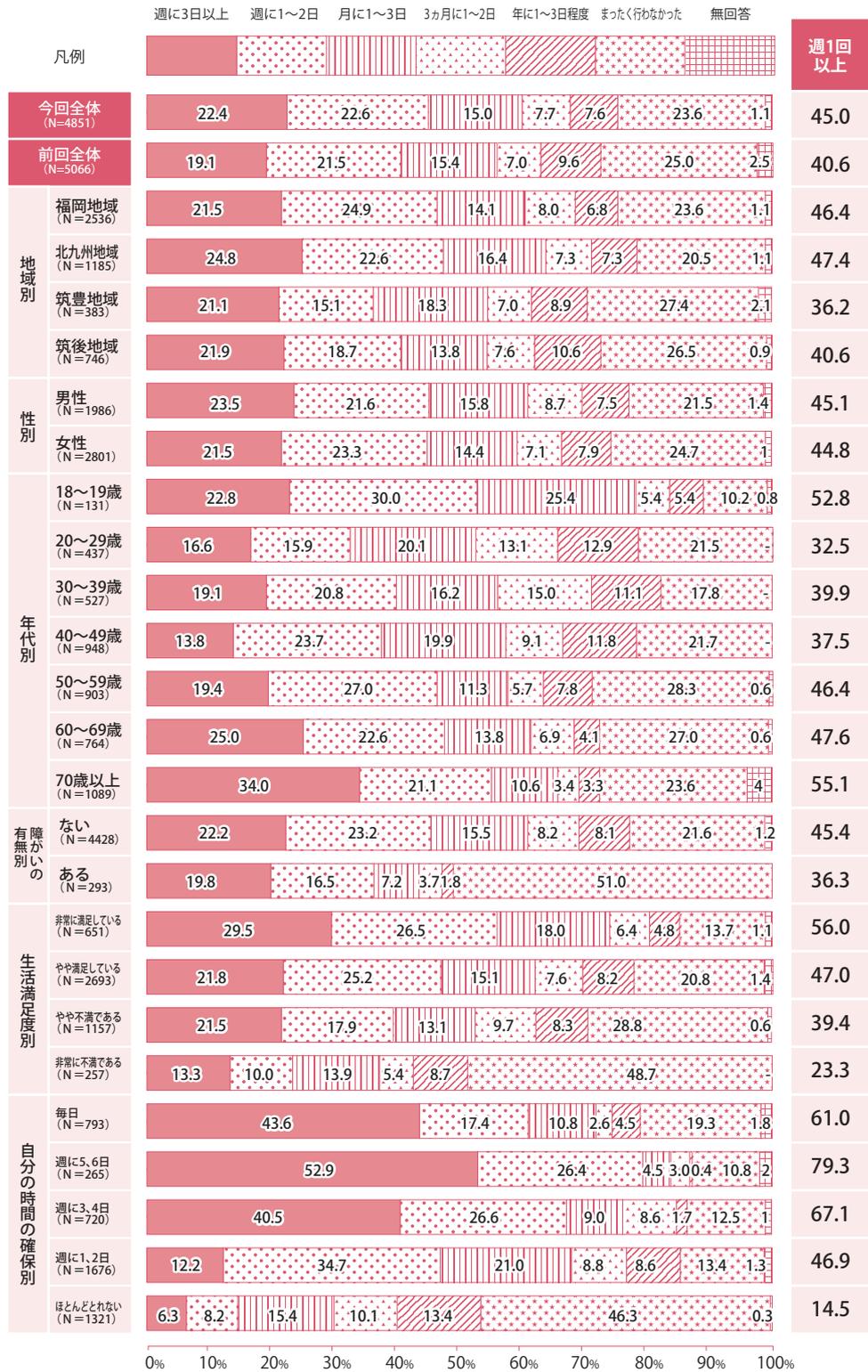
障がいの有無別では、障がいのある人で『週1回以上』運動やスポーツをする人の割合は36.3%で、「まったく行わなかった」(51.0%)が約5割を占めている。

生活満足度別では、満足度が高くなるほど運動頻度も高くなる傾向があり、「非常に不満である」では「まったく行わなかった」(48.7%)が約5割を占めている。

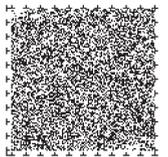
自分の時間の確保別では、週3日以上自分の時間を確保できている人は、「週3日以上」運動やスポーツをする人の割合が4割を超えている。



この1年間に行った運動やスポーツの実施頻度



資料

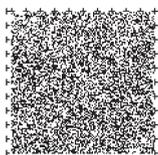
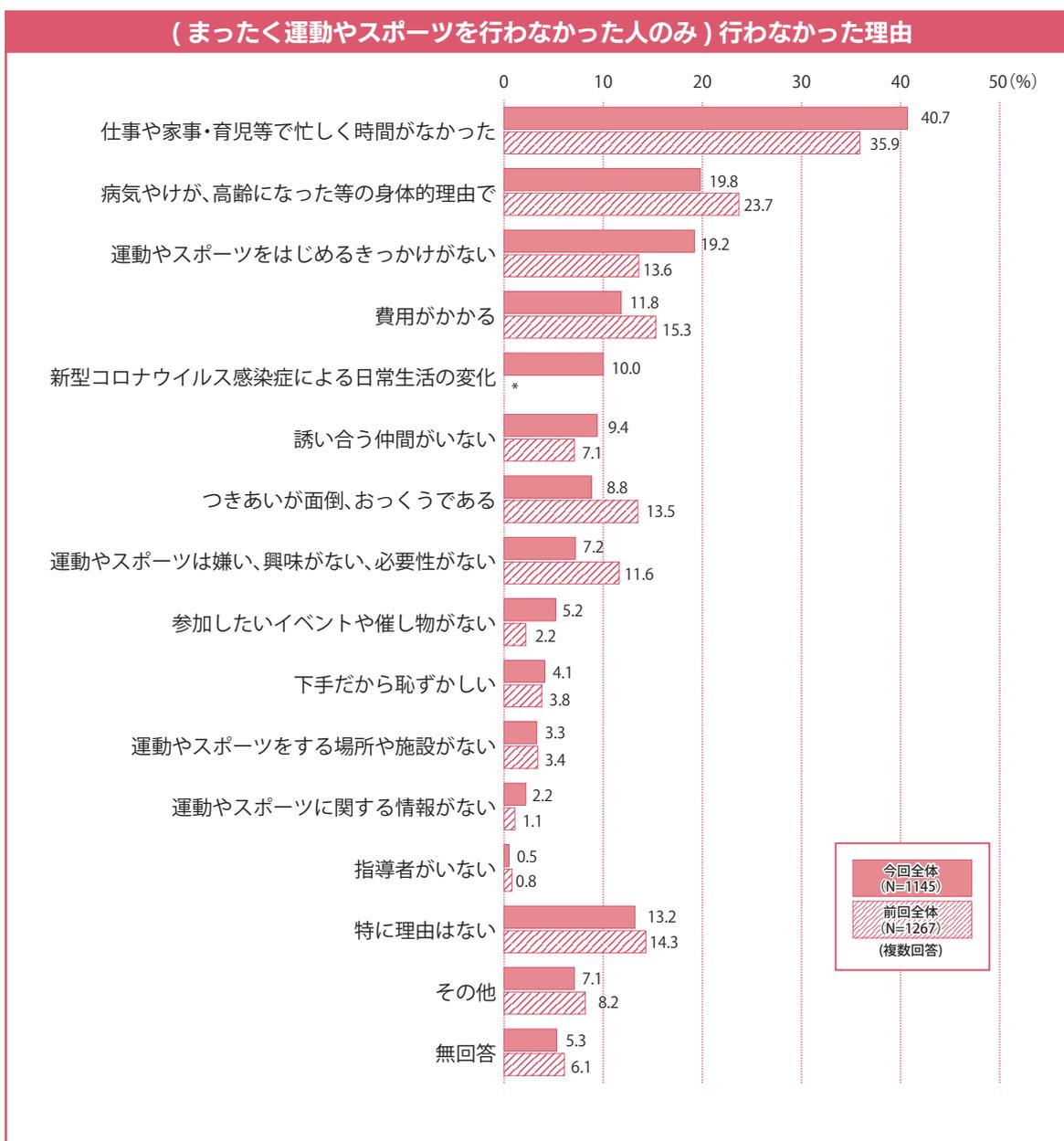


このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです。

(2) (まったく運動やスポーツを行わなかった人のみ) 行わなかった理由

この1年間にまったく運動やスポーツを行わなかった理由では「仕事や家事・育児等で忙しく時間がなかった」(40.7%)が最も高く、次いで「病気やけが、高齢になった等の身体的理由で」(19.8%)、「運動やスポーツをはじめめるきっかけがない」(19.2%)、「費用がかかる」(11.8%)、「新型コロナウイルス感染症による日常生活の変化」(10.0%)となっている。

前回と比べると「運動やスポーツをはじめめるきっかけがない」が5.6ポイント高く、「費用がかかる」が3.5ポイント低くなっている。性別では、女性で「仕事や家事・育児等で忙しく時間がなかった」(44.0%)の割合が高い。年代別では、若い年代ほど「運動やスポーツをはじめめるきっかけがない」の割合が高い。「仕事や家事・育児等で忙しく時間がなかった」の割合が最も高いのは30代(63.9%)で6割を超えている。



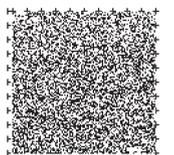
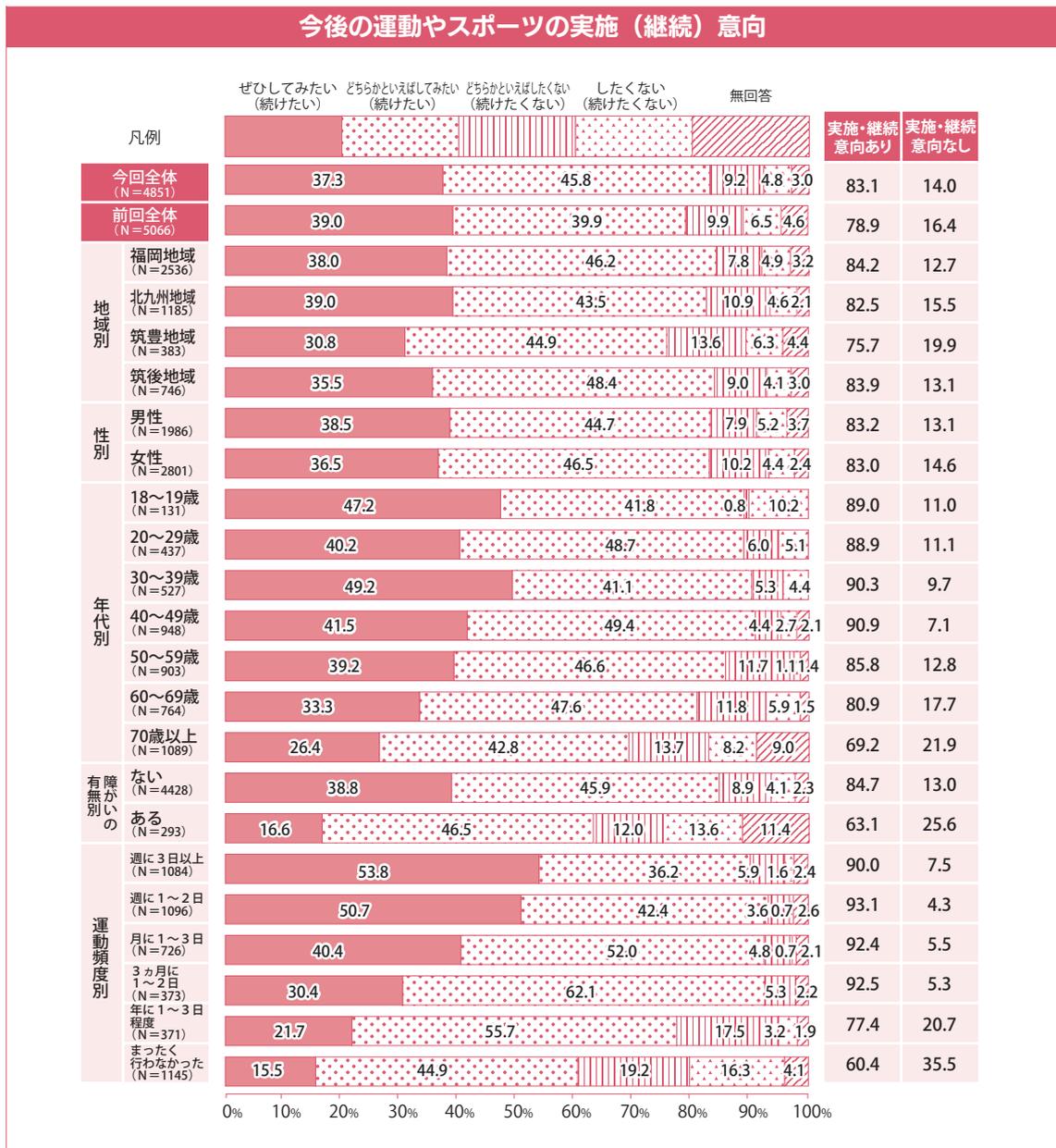
(3) 今後の運動やスポーツの実施(継続)意向

『実施(継続)意向あり』(「ぜひしてみたい(続けたい)」37.3%、「どちらかといえばしてみたい(続けたい)」45.8%)が83.1%と8割を超え、前回から4.2ポイント上昇した。

年代別では、70歳以上を除けば『実施(継続)意向あり』の割合に大きな違いはないが、「ぜひしてみたい(続けたい)」という強い継続意向を持つ人の割合は若い年代で高く、特に30代で「ぜひしてみたい(続けたい)」(49.2%)の割合が高い。

障がいの有無別では、障がいのある人は障がいのない人より『実施(継続)意向あり』が低いものの、6割の人が今後も運動やスポーツをしてみたい(続けたい)と思っている。

また、運動頻度が多いほど「ぜひしてみたい(続けたい)」という強い継続意向を持つ人の割合が高い。



(4) 新型コロナウイルス感染症が運動・スポーツに及ぼした影響

新型コロナウイルス感染症の発生前後で運動・スポーツの面でどのような変化や事態が生じたかでは、新型コロナウイルス感染症の発生によって、約5割の人が運動・スポーツの面で何らかの影響を受けている。

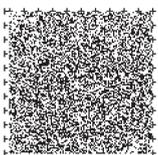
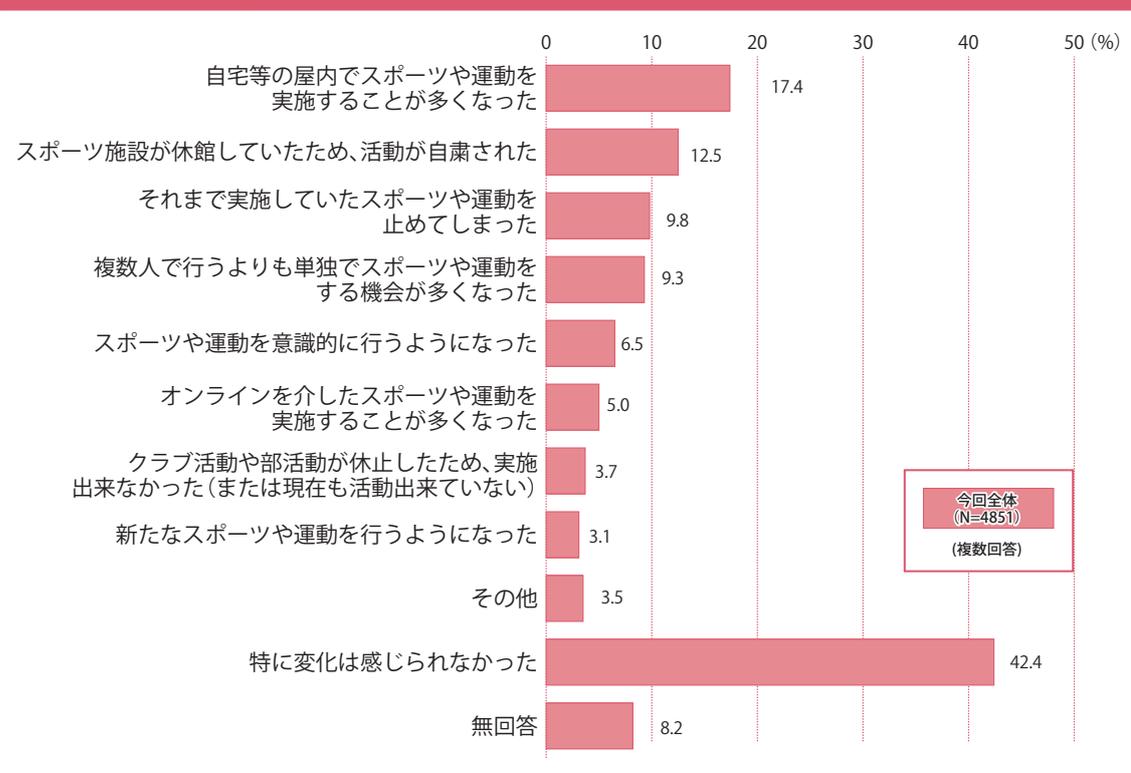
影響を受けた内容では、「自宅等の屋内でスポーツや運動を実施することが多くなった」(17.4%)が最も高く、次いで「スポーツ施設が休館していたため、活動が自粛された」(12.5%)、「それまで実施していたスポーツや運動を止めてしまった」(9.8%)、「複数人で行うよりも単独でスポーツや運動をする機会が多くなった」(9.3%)となっている。

年代別では、18～19歳で「スポーツ施設が休館していたため、活動が自粛された」(24.6%)、「クラブ活動や部活動が休止したため、実施出来なかった(または現在も活動出来ていない)」(18.5%)などの施設の休館や活動停止の影響を受けた割合が高い。20代、30代では「自宅等の屋内でスポーツや運動を実施することが多くなった」の割合が高い。

運動頻度別では、運動頻度が高くなるほど「自宅等の屋内でスポーツや運動を実施することが多くなった」「複数人で行うよりも単独でスポーツや運動をする機会が多くなった」「スポーツや運動を意識的に行うようになった」の割合が上昇しており、運動が生活習慣となっている人では、運動やスポーツを止めるよりも、インドアスポーツや一人でも行える運動に移行するなど、意識的に運動に取り組んでいる状況が見られる。

自宅で運動を行う人では、「自宅等の屋内でスポーツや運動を実施することが多くなった」(46.6%)が施設や屋外で運動やスポーツを行った人より高い割合となっており、新型コロナウイルスの発生がインドアスポーツへの移行に影響していると思われる。

新型コロナウイルス感染症が運動・スポーツに及ぼした影響



2. 運動部活動について

(1) 運動部活動の指導を誰が行うべきか

「スポーツクラブや地域の指導者」(43.6%)が最も高く、次いで「学校の教職員とスポーツクラブや地域の指導者の両方」(41.5%)、「学校の教職員」(6.6%)となっている。

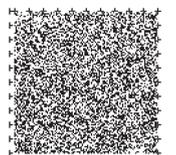
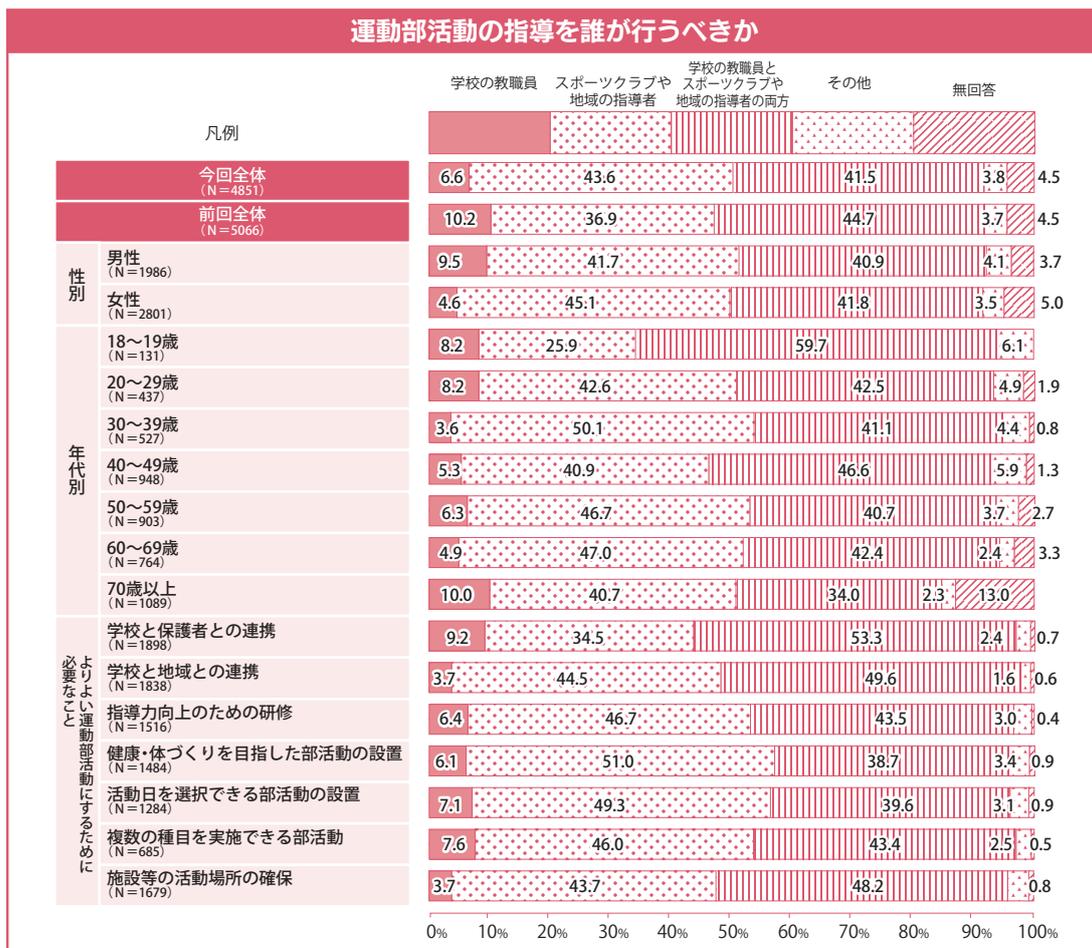
前回に比べると、「学校の教職員とスポーツクラブや地域の指導者の両方」を「スポーツクラブや地域の指導者」が上回り、「学校の教職員」の割合も低下している。

性別では、男女とも「スポーツクラブや地域の指導者」が最も高く、特に女性で「スポーツクラブや地域の指導者」の割合が高い。

年代別では、18～19歳では「学校の教職員とスポーツクラブや地域の指導者の両方」(59.7%)が約6割を占め、「スポーツクラブや地域の指導者」(25.9%)を大きく上回っている。30代では5割が「スポーツクラブや地域の指導者」(50.1%)が指導するべきだと考えている。

よりよい運動部活動に必要なことで、学校と保護者の連携、学校と地域の連携、施設等の活動場所の確保など、保護者や地域との連携、活動場所の確保をあげた人は「学校の教職員とスポーツクラブや地域の指導者の両方」の割合が高い。

指導力向上のための研修、健康・体づくりを目指した部活動の設置、活動日を選択できる部活動の設置、複数の種目を実施できる部活動など、運動活動のレベルや活動の幅を広げる内容をあげた人は「スポーツクラブや地域の指導者」の割合が高い。

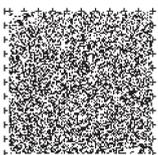
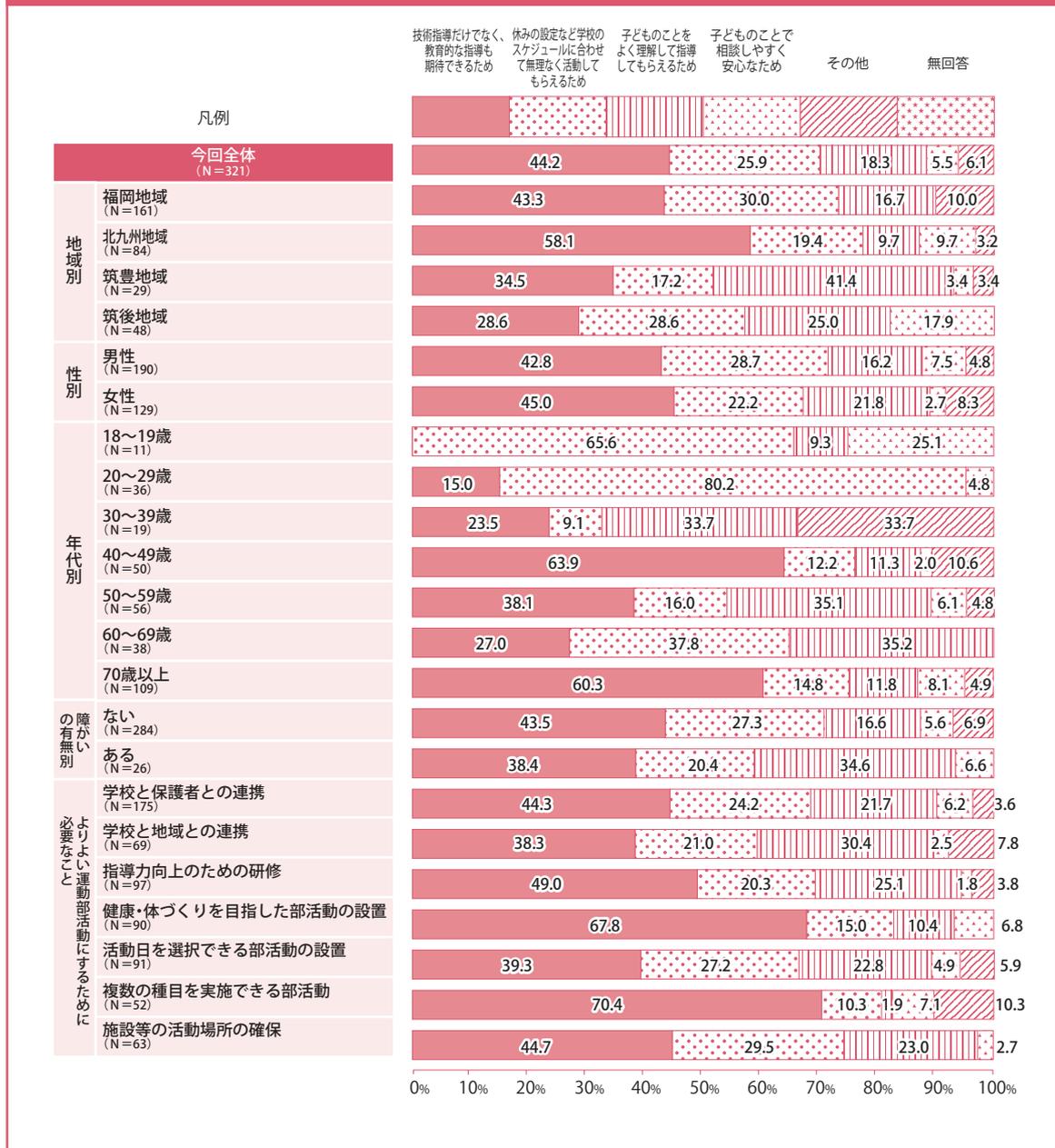


(2) (学校の教職員回答者)運動部活動の指導は学校の教職員が行うべきと思う理由

「技術指導だけでなく、教育的な指導も期待できるため」(44.2%)が最も高く、次いで「休みの設定など学校のスケジュールに合わせて無理なく活動してもらえるため」(25.9%)、「子どものことをよく理解して指導してもらえるため」(18.3%)、「子どものことで相談しやすく安心なため」(5.5%)となっている。

性別では、男女とも「技術指導だけでなく、教育的な指導も期待できるため」の割合が高い。よりよい運動部活動にするために必要なことでは、全ての項目で「技術指導だけでなく、教育的な指導も期待できるため」の割合が高い。

(学校の教職員回答者) 運動部活動の指導は学校の教職員が行うべきと思う理由

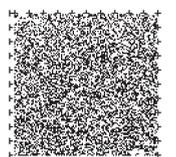
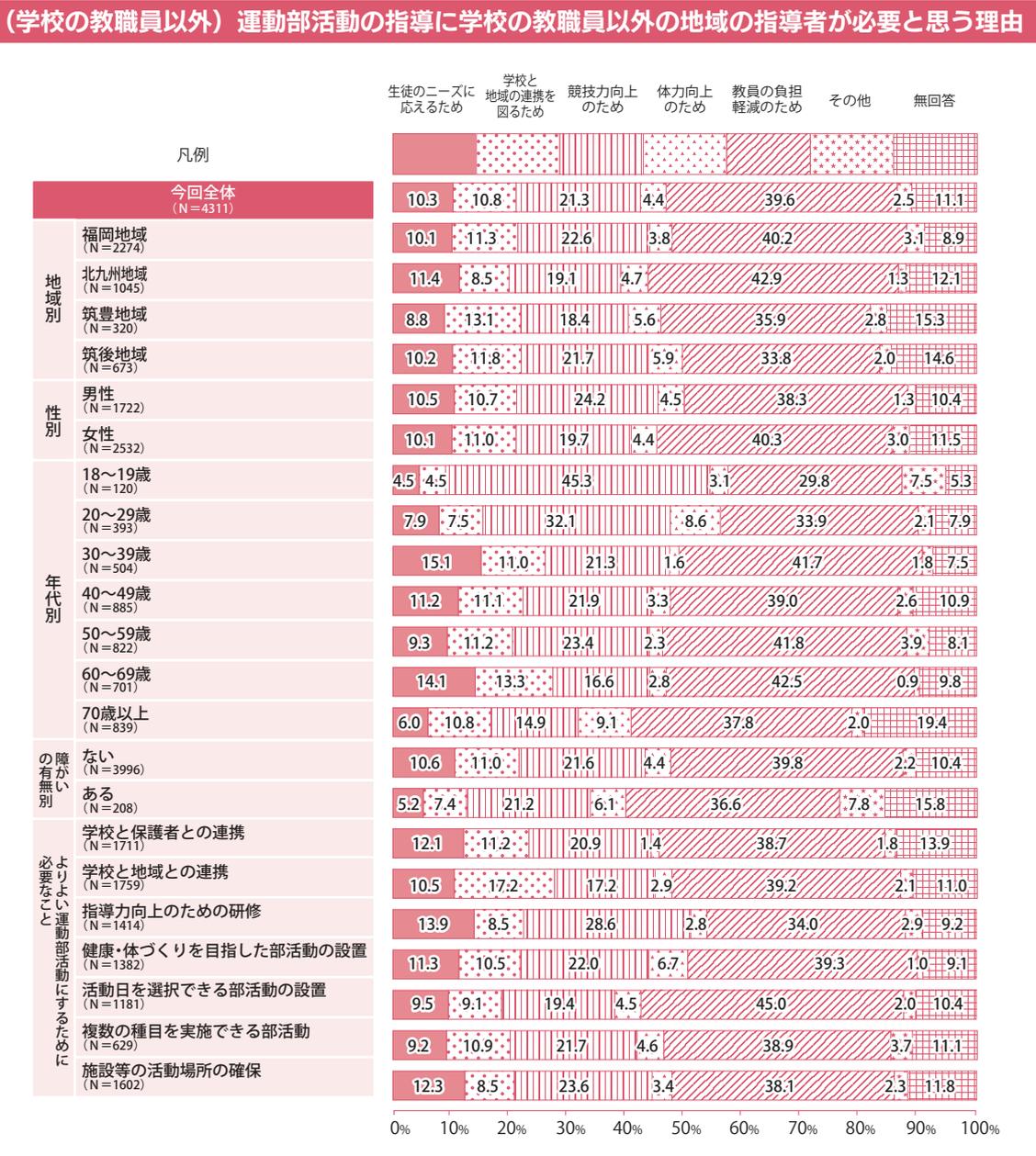


(3) (学校の教職員以外)運動部活動の指導に学校の教職員以外の地域の指導者が必要と思う理由
「教員の負担軽減のため」(39.6%)が最も高い。次いで「競技力向上のため」(21.3%)、「学校と地域の連携を図るため」(10.8%)、「生徒のニーズに応えるため」(10.3%)、「体力向上のため」(4.4%)となっている。

性別では、相対的に見て男性で「競技力向上のため」(24.2%)の割合が高い。

年代別では、若い年代ほど「競技力向上のため」の割合が高い傾向があり、18～19歳では「競技力向上のため」が45.3%を占めている。

よりよい運動部活動にするために必要なことでは、全ての項目で「教員の負担軽減のため」の割合が高い。



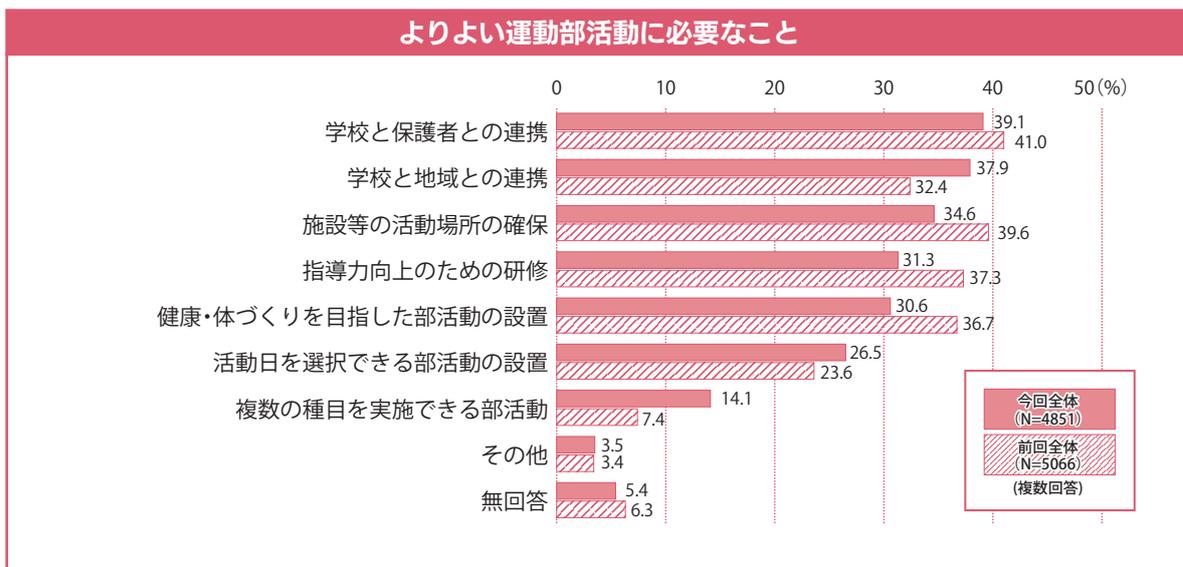
(4) よりよい運動部活動に必要なこと

「学校と保護者との連携」(39.1%)が最も高く、次いで「学校と地域との連携」(37.9%)、「施設等の活動場所の確保」(34.6%)、「指導力向上のための研修」(31.3%)、「健康・体づくりを目指した部活動の設置」(30.6%)となっている。

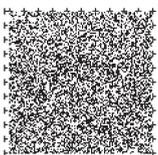
性別では、男性は「学校と地域との連携」(40.5%)が最も高く、女性は「学校と保護者との連携」(40.2%)が最も高い。

年代別では、20代で「活動日を選択できる部活動の設置」(34.7%)、30代で「施設等の活動場所の確保」(42.8%)、「学校と地域との連携」(42.5%)、「複数の種目を実施できる部活動」(22.0%)、50代で「学校と保護者との連携」(45.7%)、「指導力向上のための研修」(37.4%)、70歳以上で「健康・体づくりを目指した部活動の設置」(34.6%)の割合が高い。運動頻度別では、運動頻度が多いほど「健康・体づくりを目指した部活動の設置」の割合が高い傾向がある。

運動部活動の指導を誰が行うべきかでは、学校の教職員を望む人で「学校と保護者との連携」(54.5%)の割合が高い。スポーツクラブや地域の指導者を望む人では「健康・体づくりを目指した部活動の設置」(35.8%)、「指導力向上のための研修」(33.5%)、「活動日を選択できる部活動の設置」(30.0%)が、学校の教職員とスポーツクラブや地域の指導者の両方を望む人では「学校と地域との連携」(45.3%)、「施設等の活動場所の確保」(40.3%)の割合が高い。



(注)「学校と保護者との連携」は前回「保護者との連携」、「学校と地域との連携」は前回「地域との連携」、「複数の種目を実施できる部活動」は前回「シーズン制等による複数種目実施の部活動の設置」と表現が違うが、参考までに前回数値を掲載している。



3. スポーツ指導者について

(1) スポーツを行う上で必要な指導者

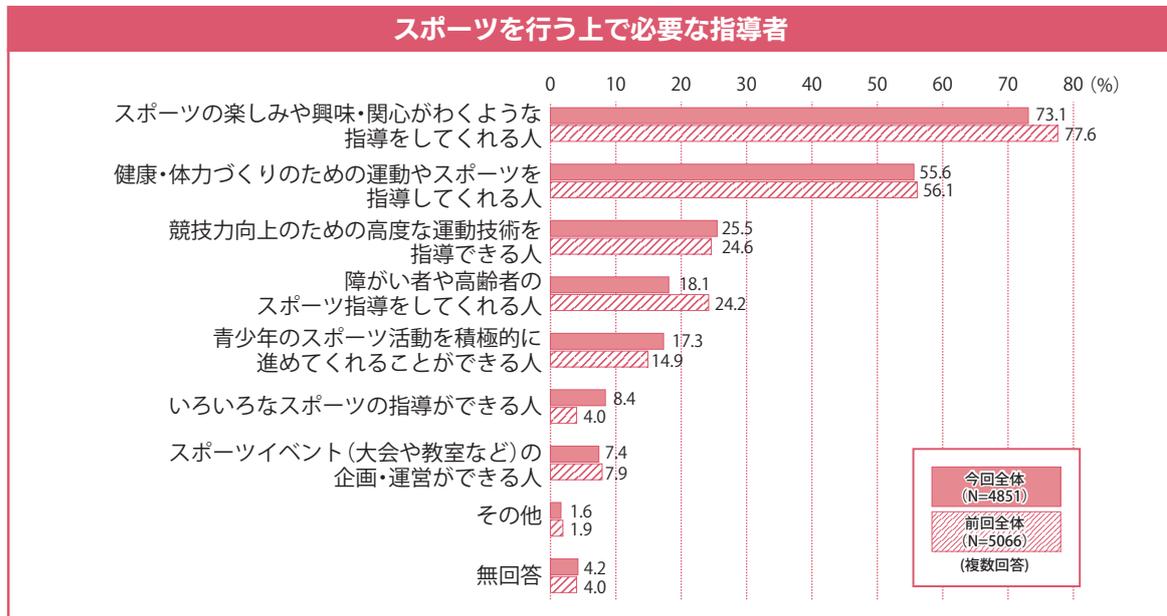
「スポーツの楽しみや興味・関心がわくような指導をしてくれる人」(73.1%)が最も高く、次いで「健康・体力づくりのための運動やスポーツを指導してくれる人」(55.6%)、「競技力向上のための高度な運動技術を指導できる人」(25.5%)となっている。

前回と比べても大きな違いはない。

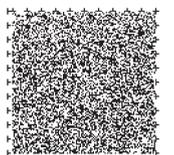
年代別では、若い年代ほど「スポーツの楽しみや興味・関心がわくような指導をしてくれる人」「競技力向上のための高度な運動技術を指導できる人」「いろいろなスポーツの指導ができる人」の割合が高く、年代が高くなるほど「健康・体力づくりのための運動やスポーツを指導してくれる人」の割合が高くなる傾向がある。

障がいの有無別では、障がいのある人は障がいのない人に比べて「障がい者や高齢者のスポーツ指導をしてくれる人」(41.7%)の割合が高い。

運動頻度別では、運動頻度が高い人で「健康・体力づくりのための運動やスポーツを指導してくれる人」「競技力向上のための高度な運動技術を指導できる人」の割合が高い。



(注) 「いろいろなスポーツの指導ができる人」は前回「いろいろなニュースポーツの指導ができる人」と表現が違うが、参考までに前回数値を掲載している。



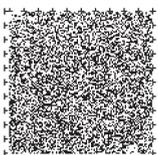
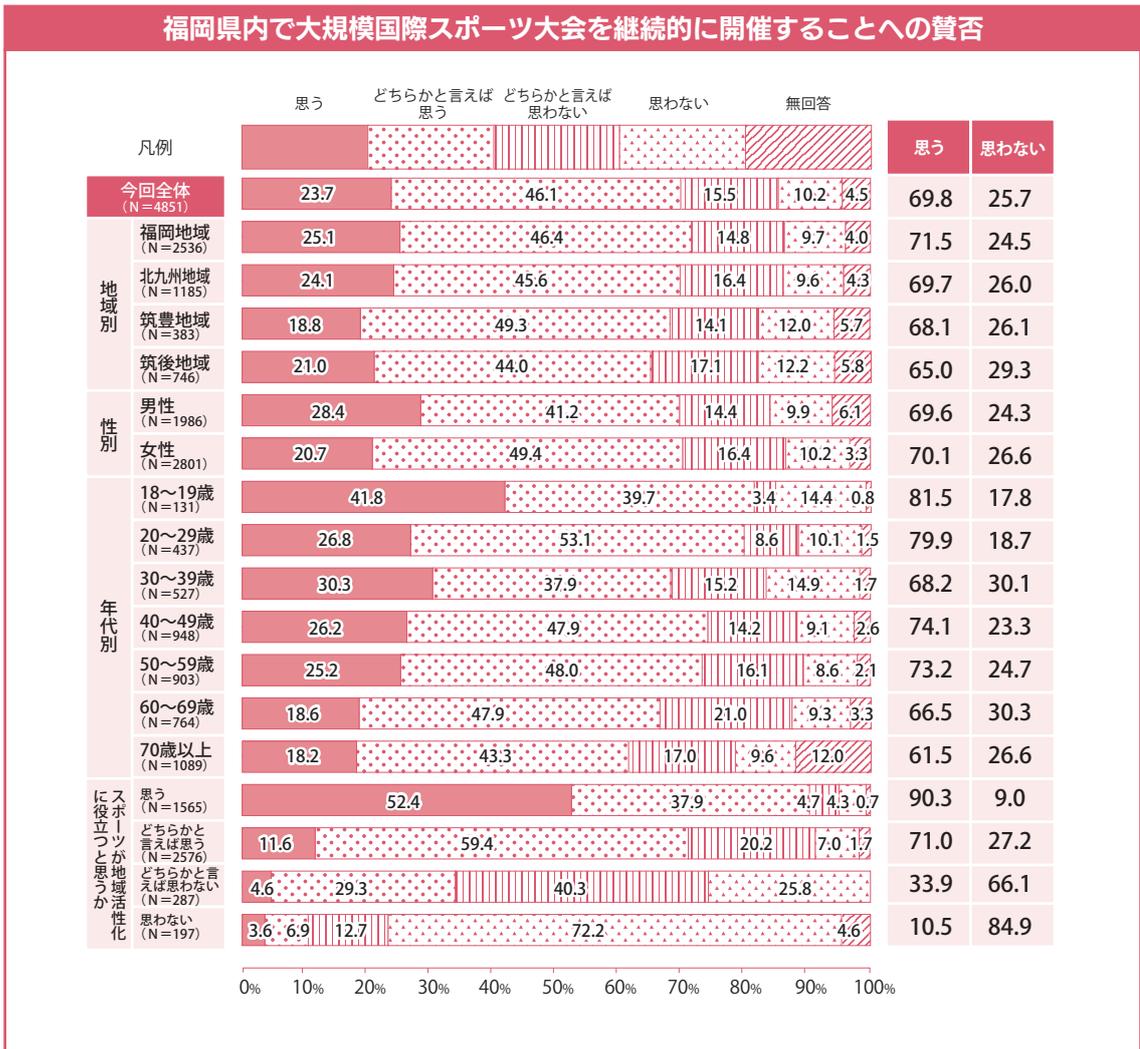
4. 大規模国際スポーツ大会について

(1) 福岡県内で大規模国際スポーツ大会を継続的に開催することへの賛否

『継続的に開催してほしい』（「思う」23.7%、「どちらかと言えば思う」46.1%）が69.8%、『継続的に開催してほしいとは思わない』（「どちらかと言えば思わない」15.5%、「思わない」10.2%）が25.7%で、約7割が県内で大規模国際スポーツ大会を継続的に開催してほしいと考えている。

年代別では、18～19歳、20代で『継続的に開催してほしい』の割合が高く、約8割に達している。

スポーツが地域活性化に役立つと思う人ほど『継続的に開催してほしい』の割合が高いなど、運動やスポーツを肯定的にとらえている人ほど、継続的な開催を期待している。

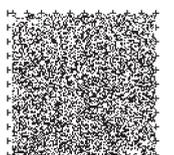
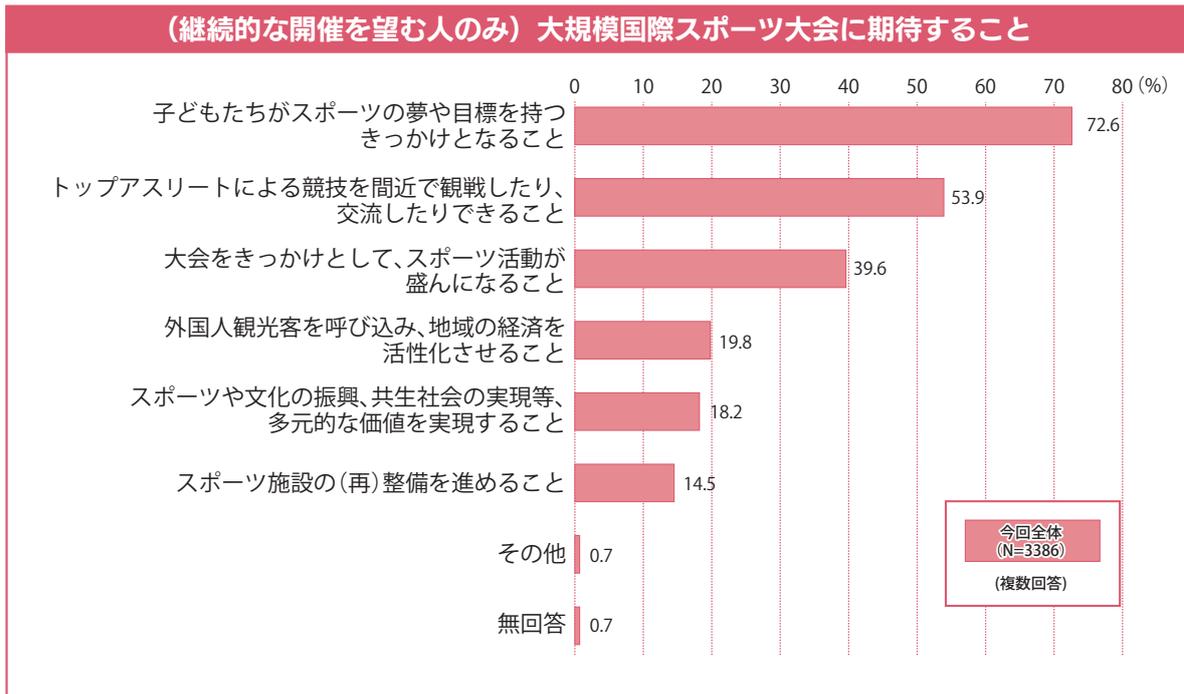


(2) (継続的な開催を望む人のみ) 大規模国際スポーツ大会に期待すること

「子どもたちがスポーツの夢や目標を持つきっかけとなること」(72.6%) が最も高く、次いで「トップアスリートによる競技を間近で観戦したり交流したりできること」(53.9%)、「大会をきっかけとして、スポーツ活動が盛んになること」(39.6%) となっている。

年代別では、他の年代に比べて 30 代で「子どもたちがスポーツの夢や目標を持つきっかけとなること」(83.3%) が、70 歳以上で「スポーツや文化の振興、共生社会の実現等、多角的な価値を実現すること」(28.8%) の割合が高い。

運動頻度別では、運動頻度が高いほど「スポーツや文化の振興、共生社会の実現等、多角的な価値を実現すること」の割合が高い傾向がある。



5. スポーツを通じた地域活性化について

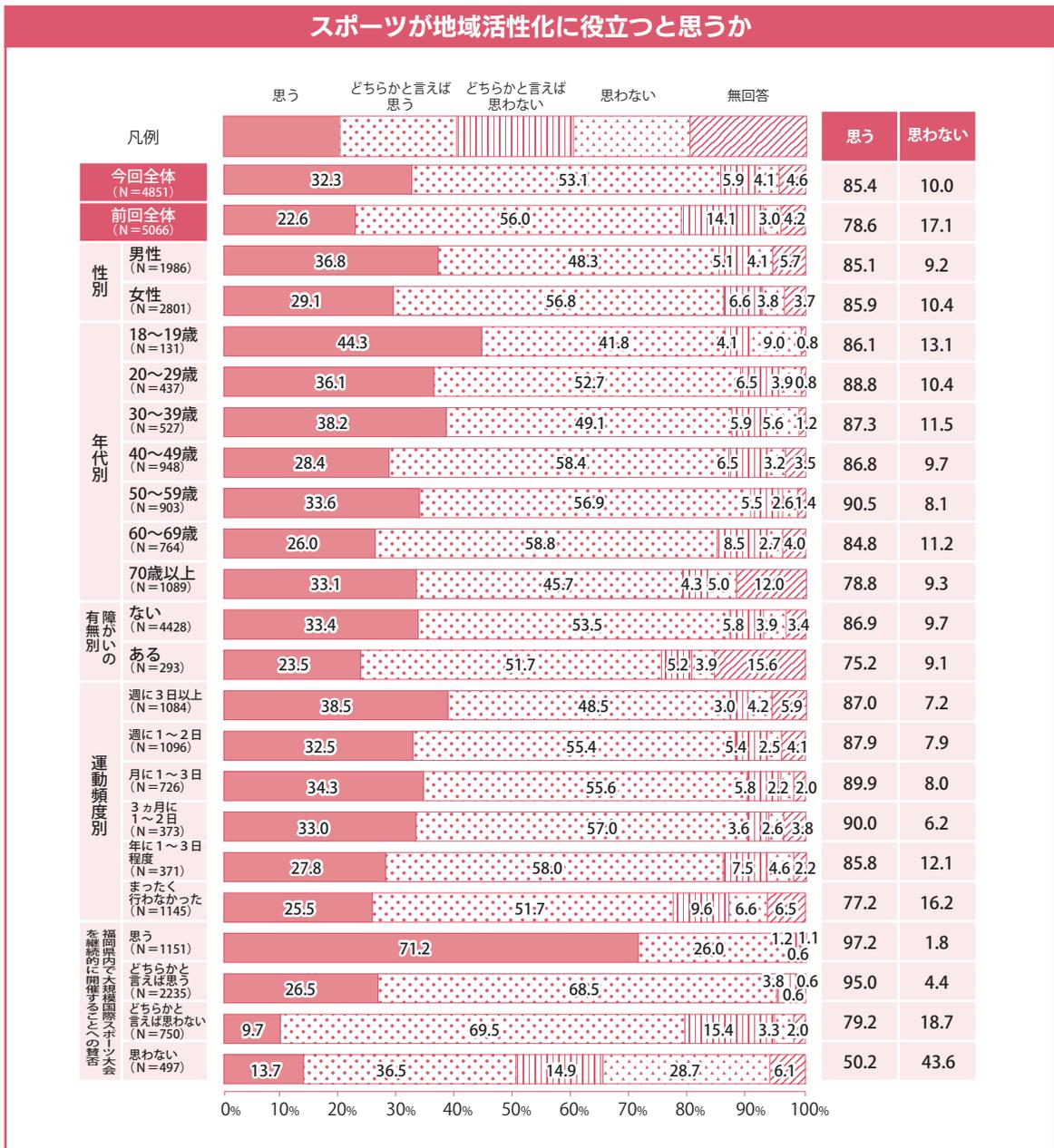
(1) スポーツが地域活性化に役立つと思うか

スポーツは地域活性化に役立つと『思う』（「思う」32.3%、「どちらかと言えば思う」53.1%）が85.4%と8割を大きく超えている。

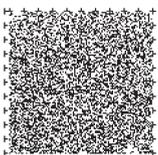
年代別では70歳以上で『思う』の割合が僅かに80%を切っているが、70歳未満のすべての年代で『思う』の割合が8割を大きく超えている。

運動頻度別では、まったく運動を行わなかった人で『思う』の割合が僅かに80%を切っているが、頻度にかかわらず『思う』の割合が8割を大きく超えている。

大規模国際スポーツ大会の継続開催では、継続開催に肯定的な人で『思う』の割合が9割を超えるなど、非常に高くなっている。



(注) 「思う」は前回「よく思う」、「どちらかと言えば思う」は前回「まあまあ思う」、「どちらかと言えば思わない」は前回「あまり思わない」と表現が違うが、参考までに前回数値を掲載している。



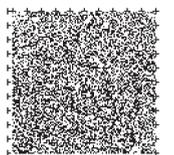
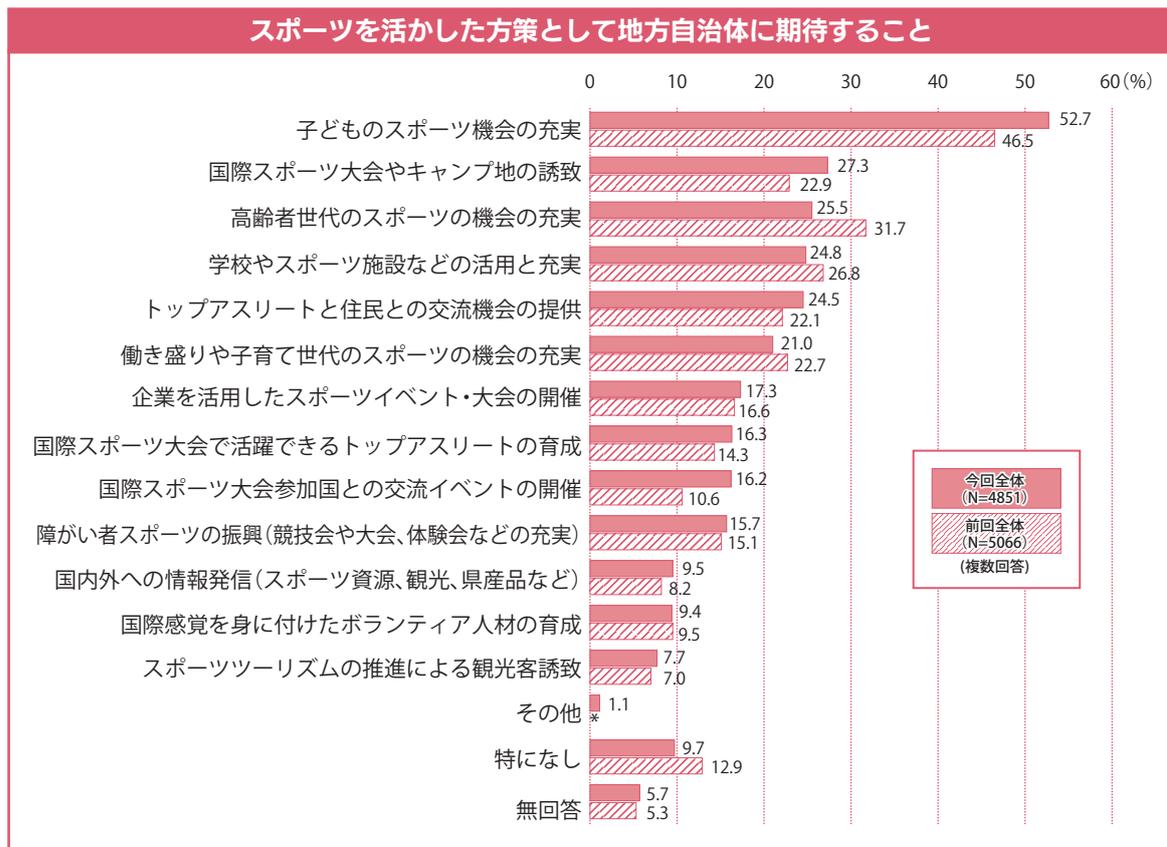
(2) スポーツを活かした方策として地方自治体に期待すること

「子どものスポーツ機会の充実」(52.7%)が最も高く、次いで「国際スポーツ大会やキャンプ地の誘致」(27.3%)、「高齢者世代のスポーツの機会の充実」(25.5%)、「学校やスポーツ施設などの活用と充実」(24.8%)、「トップアスリートと住民との交流機会の提供」(24.5%)、「働き盛りや子育て世代のスポーツの機会の充実」(21.0%)となっている。前回に比べて「子どものスポーツ機会の充実」は6.2ポイント、「国際スポーツ大会やキャンプ地の誘致」は4.4ポイント上昇した。

年代別では、他の年代に比べて18～19歳で「学校やスポーツ施設などの活用と充実」(32.2%)、「国際感覚を身に付けたボランティア人材の育成」(17.1%)、「国内外への情報発信(スポーツ資源、観光、県産品など)」(14.4%)の割合が高い。他の年代に比べて30代で「働き盛りや子育て世代のスポーツの機会の充実」(34.3%)の割合が高い。

50代では、他の年代に比べて自治体に期待することが多くあげられており、「国際スポーツ大会やキャンプ地の誘致」(39.3%)、「トップアスリートと住民との交流機会の提供」(31.8%)、「企業を活用したスポーツイベント・大会の開催」(23.4%)、「国際スポーツ大会参加国との交流イベントの開催」(20.2%)、「国際スポーツ大会で活躍できるトップアスリートの育成」(20.0%)が他の年代の中で最も高い。

障がいの有無別では、障がいのある人で「子どものスポーツ機会の充実」(44.9%)に次いで「障がい者スポーツの振興(競技会や大会、体験会などの充実)」(29.7%)の割合が高く、障がいのない人を14.6ポイント上回っている。



6. 障がい者スポーツについて

(1) 障がい者スポーツへの関心の有無

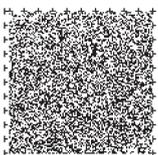
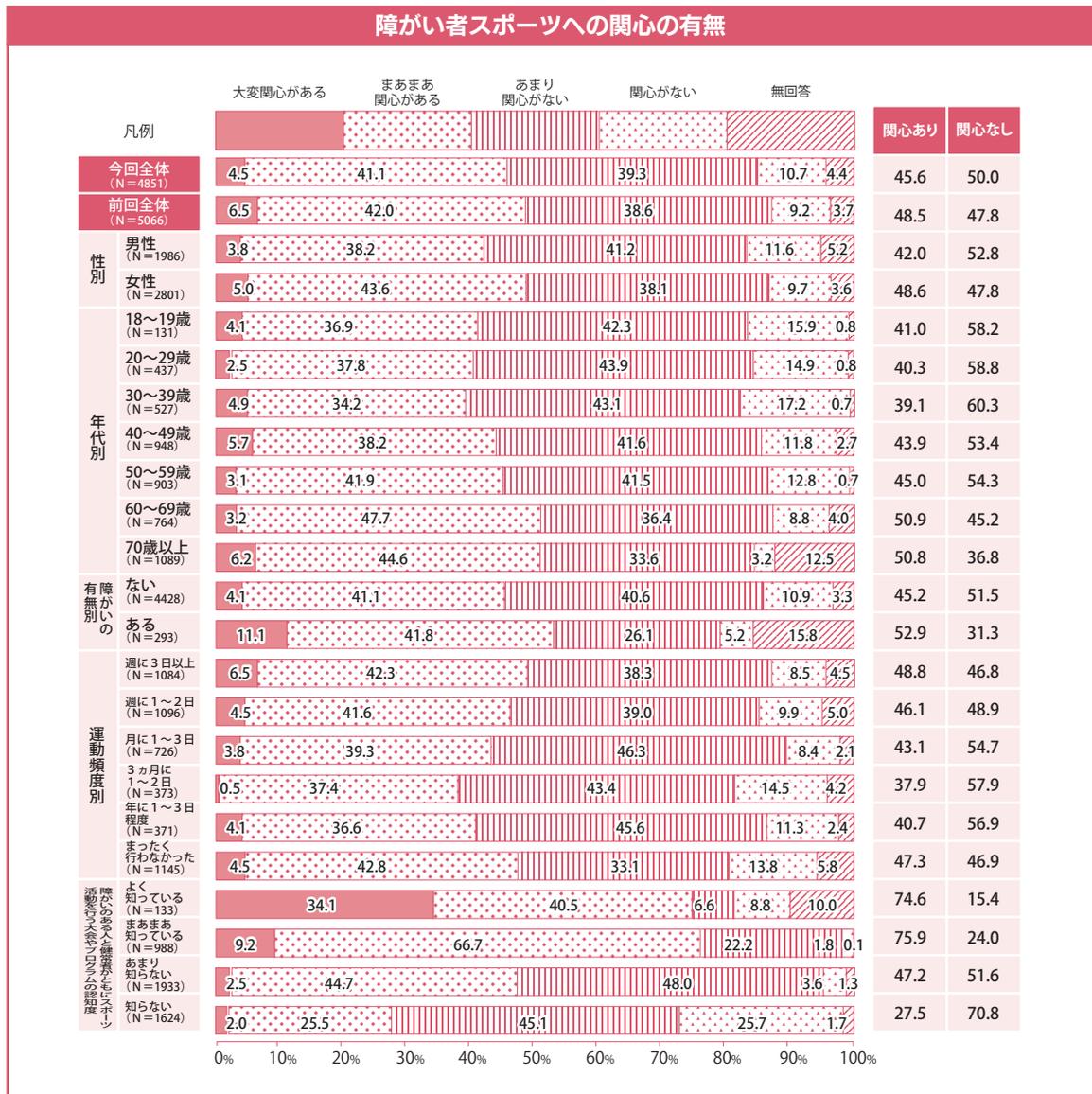
障がい者スポーツに『関心がある』（「大変関心がある」4.5%、「まあまあ関心がある」41.1%）が45.6%で、『関心がない』（「あまり関心がない」39.3%、「関心がない」10.7%）の50.0%を下回っている。

前回と比べると『関心がある』の割合は2.9ポイント減少した。

年代別では、年代が高くなるほど『関心がある』の割合が上昇する傾向があり、60歳以上では『関心がある』の割合が5割を超えている。

障がいの有無別では、障がいのある人で『関心がある』（52.9%）が5割を超えており、障がいのない人の『関心がある』（45.2%）を上回っている。

障がいのある人と健常者がともにスポーツを行う大会等の認知度別では、よく知っている、まあまあ知っている人で『関心がある』の割合が7割を超えており、よく知っている人では「大変関心がある」（34.1%）という強い関心を持つ人の割合が3割を超えている。

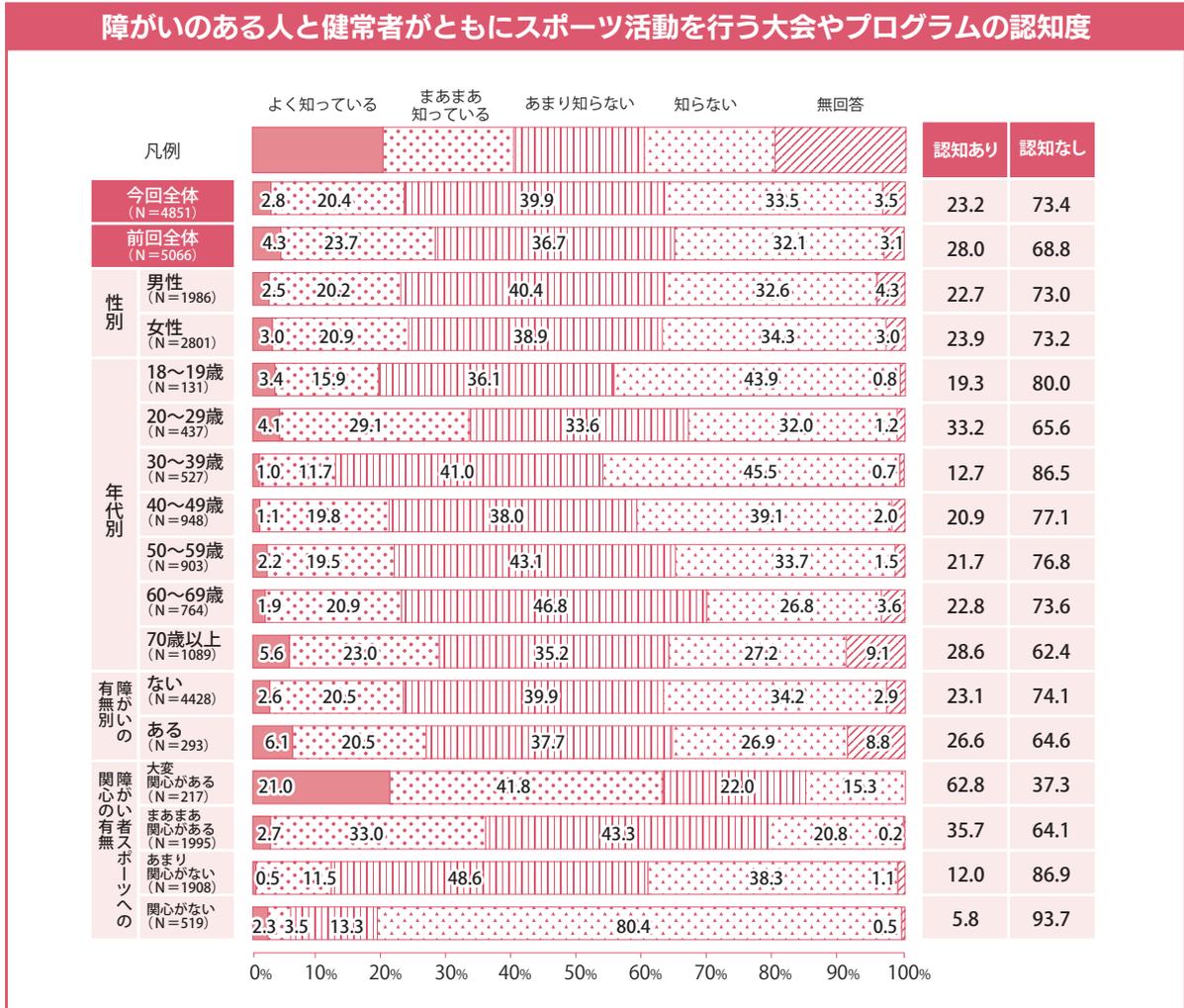


(2) 障がいのある人と健常者がともにスポーツ活動を行う大会やプログラムの認知度

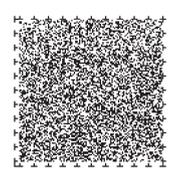
障がいのある人と健常者がともにスポーツ活動を行う大会やプログラムを『知っている』（「よく知っている」2.8%、「まあまあ知っている」20.4%）が23.2%、『知らない』（「あまり知らない」39.9%、「知らない」33.5%）が73.4%である。前回に比べて認知度は4.8ポイント低下した。

年代別では18～19歳、30代の認知度が低い。

障がい者スポーツへの関心度では、関心が高い人ほど認知度も高く、大変関心がある人の認知度は6割を超えている。



資料



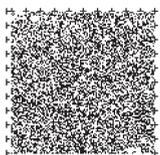
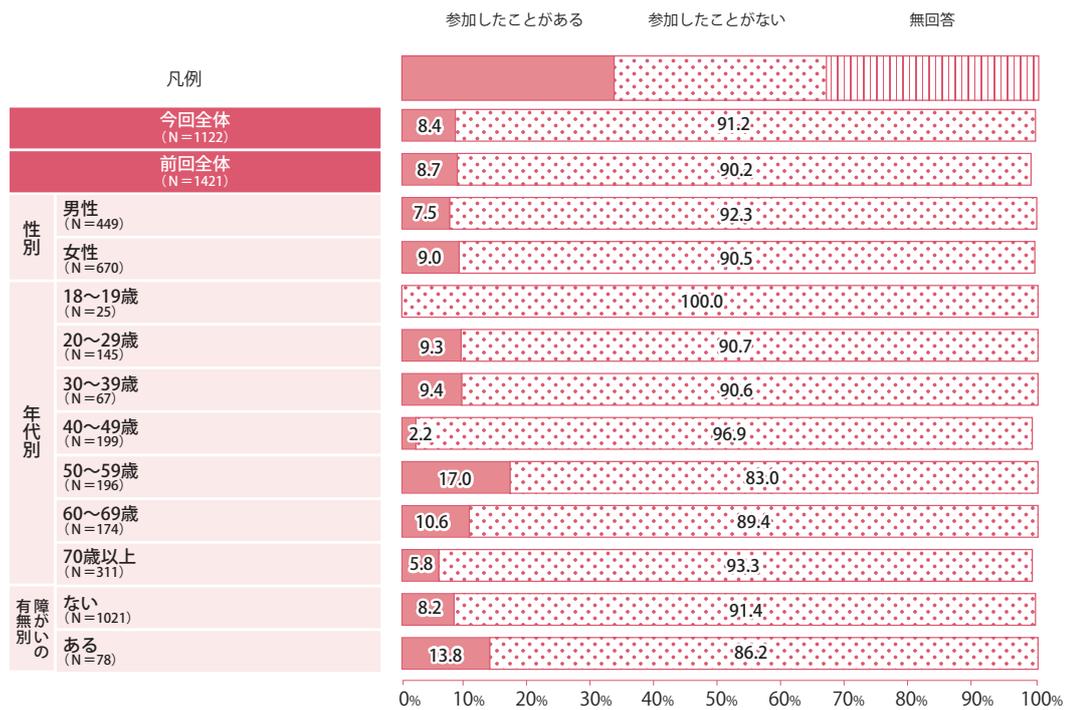
(3) (認知者のみ)障がいのある人と健常者がともにスポーツ活動を行う大会やプログラムへの参加の有無

障がいのある人と健常者がともにスポーツ活動を行う大会やプログラムに「参加したことがある」は8.4%で、前回とほぼ同程度である。

年代別では、50代、60代で参加率が高い。

障がいのある人で「参加したことがある」割合は13.8%で、障がいのない人の「参加したことがある」割合を5.6ポイント上回っている。

(認知者のみ) 障がいのある人と健常者がともにスポーツ活動を行う大会やプログラムへの参加の有無

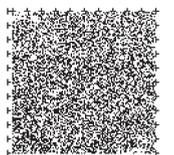
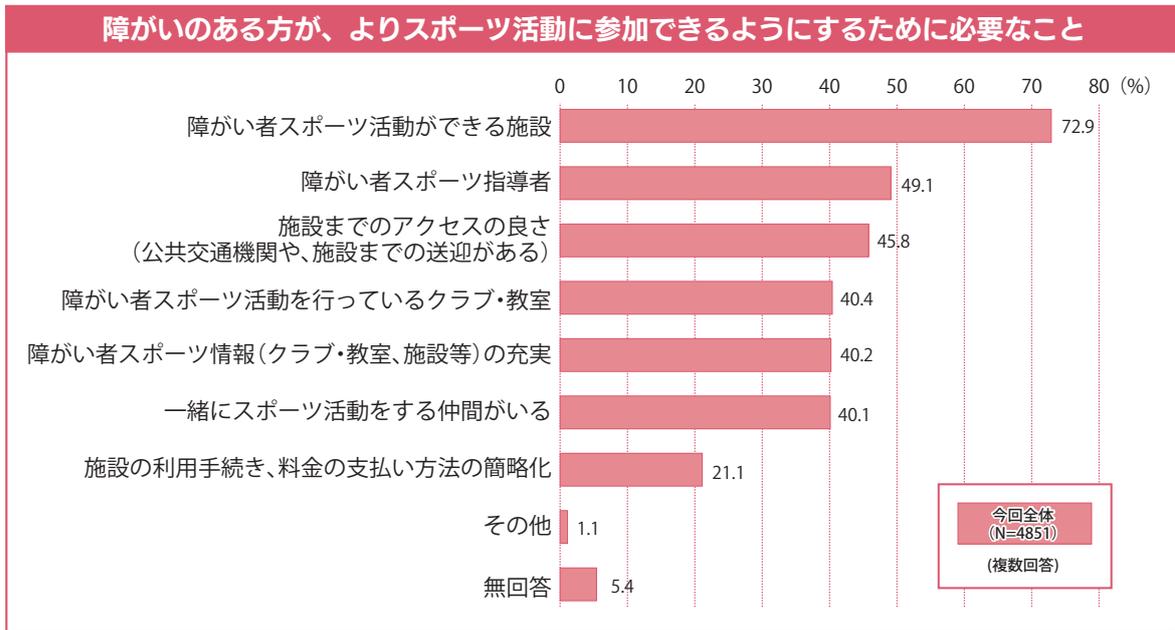


(4) 障がいのある方が、よりスポーツ活動に参加できるようにするために必要なこと

「障がい者スポーツ活動ができる施設」(72.9%)が最も高い。次いで「障がい者スポーツ指導者」(49.1%)、「施設までのアクセスの良さ(公共交通機関や、施設までの送迎がある)」(45.8%)、「障がい者スポーツ活動を行っているクラブ・教室」(40.4%)、「障がい者スポーツ情報(クラブ・教室、施設等)の充実」(40.2%)、「一緒にスポーツ活動をする仲間がいる」(40.1%)、「施設の利用手続き、料金の支払い方法の簡略化」(21.1%)となっている。

年代別では、若い年代ほど「障がい者スポーツ活動ができる施設」「施設までのアクセスの良さ(公共交通機関や、施設までの送迎がある)」の割合が高い。一方、「障がい者スポーツ指導者」は年代が高くなるほど割合が高くなる傾向がある。

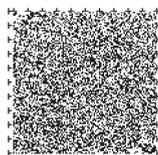
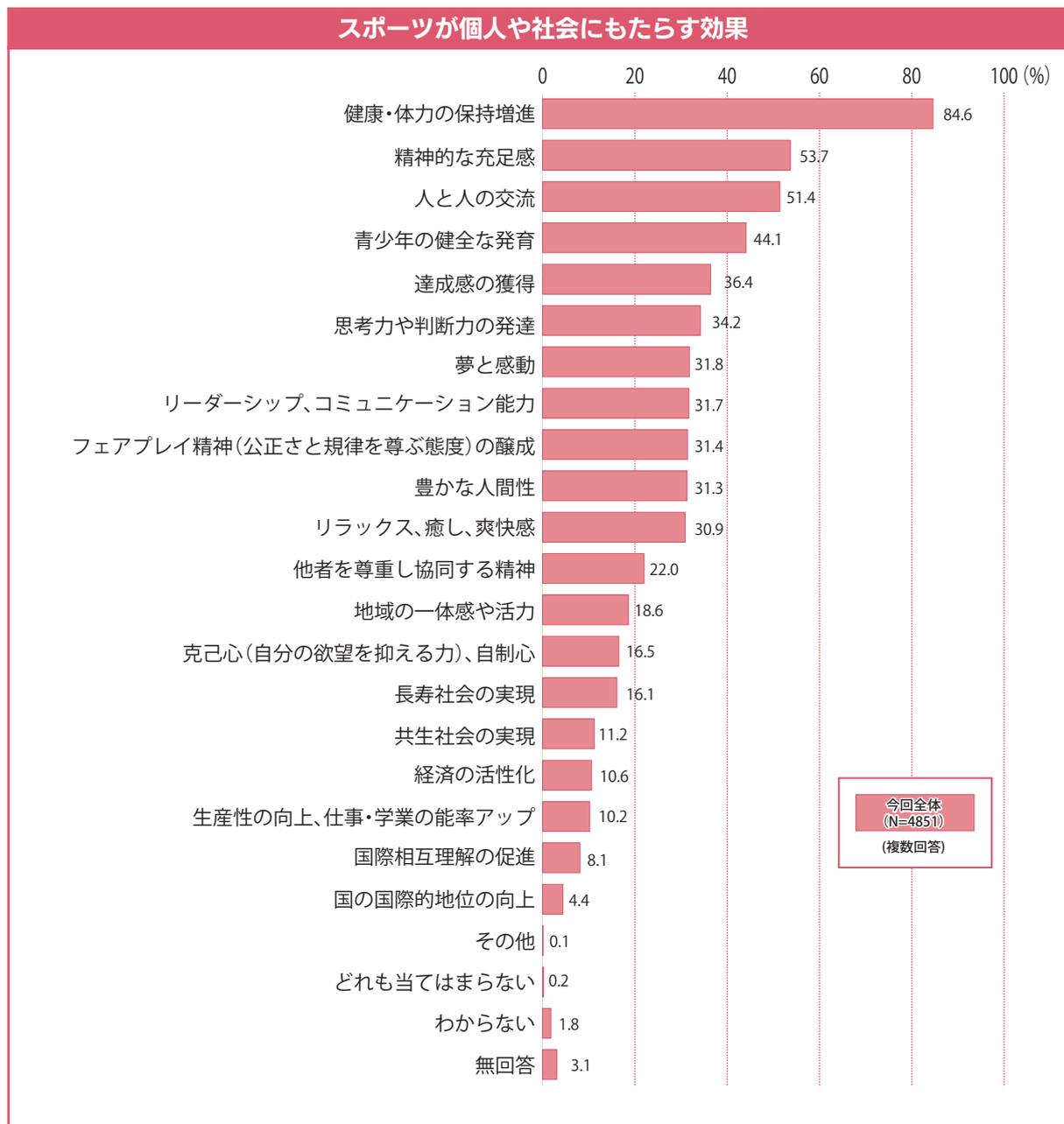
運動頻度別では週3回以上運動やスポーツを行っている人で、「障がい者スポーツ指導者」(55.5%)、「障がい者スポーツ情報(クラブ・教室、施設等)の充実」(43.5%)の割合が高い。



7. スポーツの価値について

(1) スポーツが個人や社会にもたらす効果

「健康・体力の保持増進」(84.6%)が最も高く、次いで「精神的な充足感」(53.7%)、「人と人の交流」(51.4%)、「青少年の健全な発育」(44.1%)、「達成感の獲得」(36.4%)、「思考力や判断力の発達」(34.2%)、「夢と感動」(31.8%)、「リーダーシップ、コミュニケーション能力」(31.7%)、「フェアプレイ精神(公正さと規律を尊ぶ態度)の醸成」(31.4%)、「豊かな人間性」(31.3%)、「リラックス、癒し、爽快感」(30.9%)となっている。

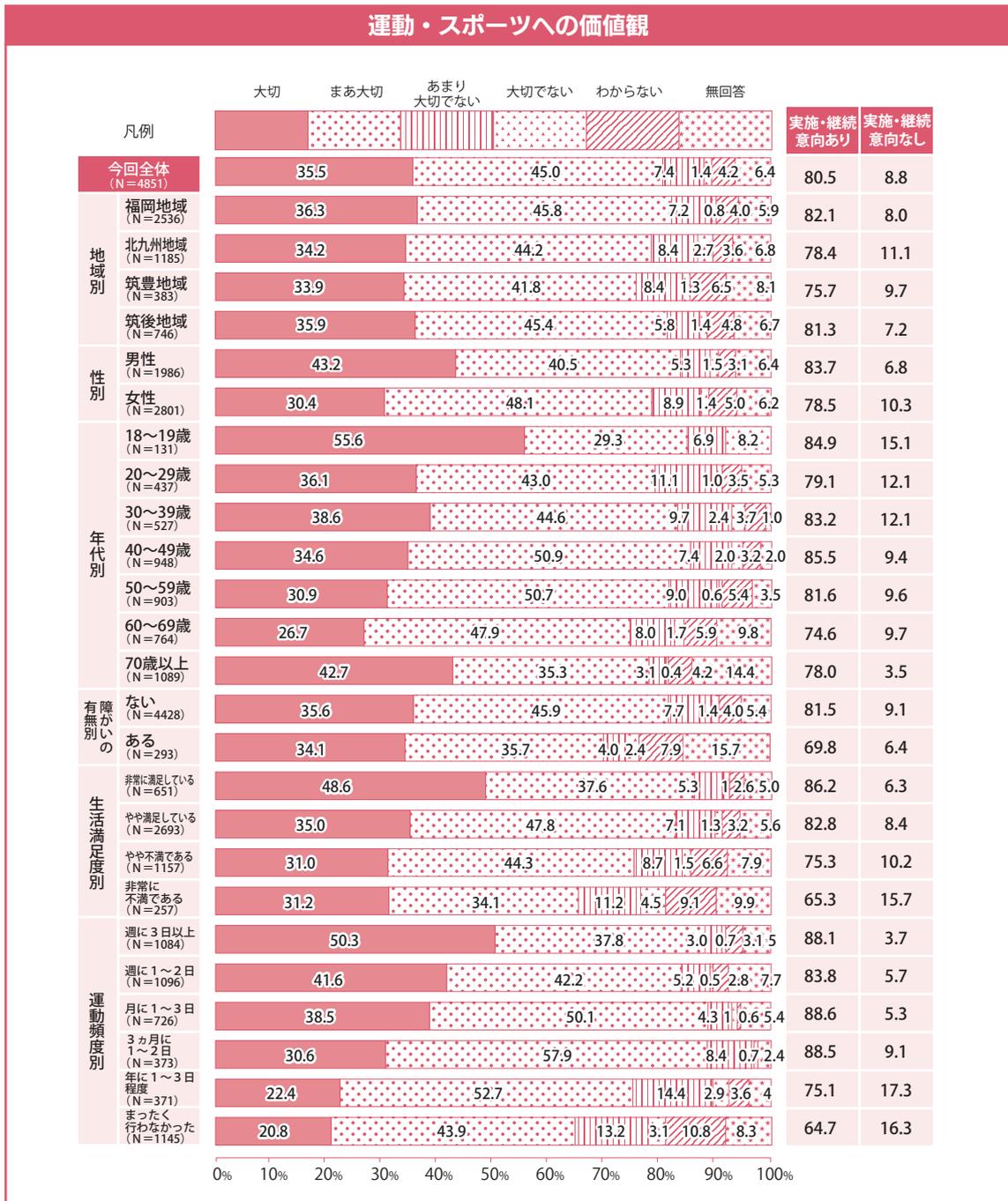


(2) 運動・スポーツへの価値観

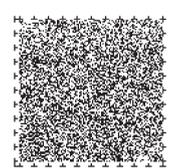
運動・スポーツは『大切である』（「大切」35.5%、「まあ大切」45.0%）が80.5%、『大切でない』（「あまり大切でない」7.4%、「大切でない」1.4%）が8.8%で、8割の人が運動・スポーツに価値を感じている。

年代別では、18～19歳と70歳以上の両端で「大切」の割合が高く、18～19歳で55.6%、70歳以上で42.7%に達している。

生活満足度が高い、運動頻度が高い人ほど運動・スポーツに価値を感じる人の割合が高い。



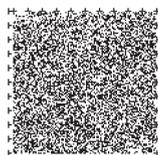
資料



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです。

資料4 福岡県スポーツ推進審議会での審議経過

開催日	主な審議事項等
令和5年 5月12日	【第1回福岡県スポーツ推進審議会】 ○知事からの諮問 「福岡県スポーツ推進計画の在り方について」 ○次期福岡県スポーツ推進計画の策定について ○今後のスケジュールについて ○福岡県スポーツ推進計画 令和5年度進捗状況について（報告）
10月5日	【第1回 ワーキンググループ会議】 ○福岡県のスポーツ未来像について
11月2日	【第2回 ワーキンググループ会議】 ○次期福岡県スポーツ推進計画の施策体系に係る取組について
11月20日	【第2回福岡県スポーツ推進審議会】 ○次期福岡県スポーツ推進計画 中間まとめ（案）について
12月20日	【第3回福岡県スポーツ推進審議会】 ○福岡県スポーツ推進計画策定に係る答申案について
令和6年 1月11日	福岡県スポーツ推進審議会から知事へ答申

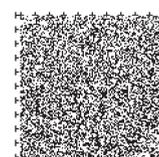


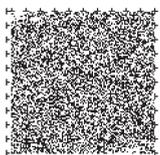
資料5 福岡県スポーツ推進審議会委員

役職	委員名	現職名
会長	片 峯 隆	福岡大学教授
副会長	城 戸 英 敏	福岡県スポーツ協会専務理事
委員	穴 井 仁 人	福岡県小学校体育研究会会長
委員	石 橋 和 子	福岡県体操協会副会長
委員	井 上 順 吾	福岡県議会議員（スポーツ議員連盟）
委員	浦 田 理 恵	株式会社アソウ・ヒューマニーセンター シーズアスリート シニアアドバイザー
委員	緒 方 初 美	福岡県レクリエーション協会専務理事
委員	片 平 誠 人	福岡教育大学教授
委員	香 月 きょう子	福岡県医師会理事
委員	杉 島 幸 治	元 九州スポーツツーリズム推進協議会 代表理事
委員	染 谷 佳 世	福岡県障がい者スポーツ協会主任指導員
委員	瀧 信 子	福岡こども短期大学 教授
委員	中 山 育 美	福岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会理事
委員	長 尾 よう 二	ライジングゼファーフクオカ株式会社顧問
委員	西 もと 元 健	福岡県議会議員（文教委員会）
委員	野 口 しゅう じ	福岡県中学校体育連盟会長
委員	野 口 より 子	日本スポーツ振興センター
委員	野 原 たか し 士	福岡県議会議員（県民生活商工委員会）
委員	橋 口 えり こ 子	元 九州海外協力協会 職員
委員	橋 本 ひで ひろ 博	福岡県市町村教育委員会連絡協議会
委員	針 谷 かず よし 昌	一般社団法人日本アーバンスポーツ支援協議会専務理事
委員	まつ 松 れい こ 子	福岡県スポーツ推進委員協議会副会長
委員	やま だ 山 じ ゅ 二	福岡県高等学校体育連盟会長

※令和6年3月31日現在

※敬称略、委員は50音順





このマークは目の不自由な方などが
使う音声コードです。

SDGsとの関係

本県では、SDGs（持続可能な開発目標）の推進を図っているところです。

本計画に基づく取組は、SDGsの以下の目標の実現に資するものです。

目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進させる

目標4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

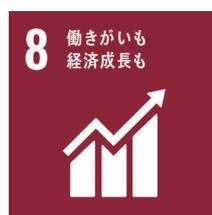
目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

目標8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

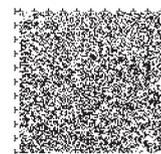
目標10. 国内及び各国家間の不平等を是正する

目標11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

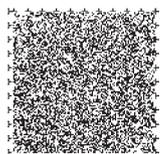




福岡県スポーツ推進計画

発行日／令和6年3月

福岡県人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ企画課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
TEL 092-643-3407 FAX 092-643-3408
E-mail:spokikaku@pref.fukuoka.lg.jp



このマークは目の不自由な方などが
使う音声コードです。

福岡県行政資料

分類記号 KD	所属コード 5220018
登録年度 5	登録番号 0001